

令和5年第2回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和5年6月6日  
本日の会議 令和5年6月7日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	教 育 委 員 会 理 事	鳥 山 勝 美 君
総 務 課 長	荒 木 隆 君	地 域 安 全 課 長	山 口 聡 一 郎 君
政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君	土 木 管 理 課 長	山 崎 禎 三 君
都 市 計 画 課 長	前 田 将 範 君	産 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君
福 祉 課 長	川 内 佳 代 子 君	こ だ も 政 策 課 長	宮 司 裕 子 君
健 康 保 険 課 長	森 本 陽 子 君	介 護 保 険 課 長	村 田 佳 美 君
生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時06分



## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し、簡明をお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、竹中悟議員の①図書館建設における現在までの経緯について、②高田南土地地区画整理事業変更及び保留地処分についての質問を同時に許します。

13番、竹中悟議員。

## ○13番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。質問に入ります前に、去る4月23日執行されました長与町議会選挙におきまして、ご支援いただきました皆さまに心より感謝とお礼を申し上げます。この4年間しっかりと責務を果たす所存でございます。今回の質問も、後援会活動および選挙活動中に住民の皆さまからの疑問点を整理し、特にお声が大きかった図書館建設および土地地区画整理事業について質問を行います。

まず1番目に、図書館建設における現在までの経緯についてお尋ねします。本来、議会は町長の諮問機関ではありません。過去、大型事業に対しましては、町長から議長への事業への相談があり、相談を受け入れた議長は特別委員会を設置し、議会の意向を取り入れ相互理解をしていました。しかしながら、現町長になってから事業に対し一切の相談もなく、途中経過と結果のみであります。議会の軽視としか思えません。そこで、今回の図書館建設における現在までの経緯と、今後の推移について質問いたします。1点目、アドバイザー選択および経緯についてお尋ねいたします。2点目、今回のプロポーザルの選定基準、業者選定の経緯についてお尋ねします。

大きな2番目といたしまして、高田南土地地区画整理事業変更および保留地処分についてお尋ねいたします。1点目、今回14億8,700万円の事業変更がいつも簡単に提出されました。この金額は図書館建設とほぼ同額であります。事業変更は既に15回に及んでいます。昭和59年に認定され、当初の総予算111億5,600万円で総面積49.8ヘクタールありましたが、現在ではもう既に331億2,300万円に膨れ上がっています。今回の事業変更はあまりにも多額であり、納得がいきません。詳細な変更内容をお尋ねします。2点目、今回保留地の売買の入札があり、坪50万円以上の落札金額と聞いています。現況の保留地処分金としては異常な金額と私は考えています。この事業について、計画当初私が聞いた話では19万円から21万円が当初の設定金額と聞いています。行政が地上げの行動を起こしていいのかお尋ねします。3点目、今後の保留地処分に影響は出ないのか、考え方をお尋ねします。4点目、当該地域には椿林土地地区画整理事業が、高田南土地地区画整理事業施工業者と同一業者施工で行われています。行政の安易な事業変更で民間開発が窮地に追い込まれています。民間に与える影響は考慮しないのかお尋ねいたします。5点目、再入札する予定はないのかお尋ねします。以上、質問します。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会最初の質問者であります竹中議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。まず、1番目1点目のご質問でございます。アドバイザー選択および経緯についてのお尋ねでございます。平成27年度に図書館を核とした公民館ネットワークの構築や、町内小中学校図書館支援ネットワークの構築等の図書館に係る問題解決を目的に、総務省の地域情報化アドバイザー派遣事業を申請いたしました。その際、当該アドバイザーの派遣が採択されたことをきっかけに、令和3年12月まで7回にわたり、図書館業務の内容充実の他、新図書館整備計画や公共施設の統廃合につきましても支援いただき、令和3年度、4年度には、図書館整備アドバイザー業務を受託いただいております。これまでの本町新図書館整備につきましても精通していたことから、当該事業者をアドバイザーとして選定することに至ったものでございます。また、総務省地域情報化アドバイザーとして数々の自治体への支援実績があり、日本各地で図書館や市民交流センター、文化施設デザインとプロデュースを展開しており、これまで約2,000の図書館を訪問し実地調査を行うなど、特に図書館についての造詣が深く、他市町におきましても図書館に関するプロポーザル発注支援業務の受注実績も多く、豊富な経験を有していたことから、引き続き複合施設整備事業につきましてもアドバイザーをお願いしているところでございます。次に2点目の今回のプロポーザルの選定基準、業者選定の経緯についてのお尋ねでございます。長与町新図書館等複合施設設計業務に係る公募型プロポーザルにおきましては、長与町新図書館等複合施設設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領にございますとおり、一次審査および二次審査の2段階形式といたしまして審査を行っております。令和5年1月16日にプロポーザルの公告を行いまして、41者の応募がございました。令和5年2月24日の一次審査におきましては、設計業務実績、技術職員、資格、体制、そして提案を基に、審査委員会におきまして書類審査、評価を行い、全審査委員の合計評価点の上位5者を選定いたしましたところでございます。令和5年3月19日の二次審査では、長与町民文化ホールにおきまして町民の皆さまにも傍聴いただきながら、技術提案書を基に公開プレゼンテーションおよび対話審査も行い、全審査委員の一次審査と二次審査の合計評価点が最も高い1者を優先交渉権者として特定いたしまして、2番目に高い1者をその次点交渉権者として特定いたしております。

続きまして大きな2番でございます。1点目の高田南土地区画整理事業の今回の事業変更についてのご質問でございます。事業費の増額につきましては残工事の一括施工を含め、これまでも長崎県、長与町の双方で各年度実際に施工した事業費と残事業費の確認を行ってまいりました。その中で、岩盤部掘削の費用増、人件費・資材価格の高騰など、さまざまな社会情勢の変化で事業費が上がることは一定想定されましたので、事業費増

額に備え、これまで国費や県費の追加充当につきまして、各年度、国および県との協議を進めていたところでございます。そして令和4年度に入り、一括施工も3年目で中盤折り返しに差しかかり、工事の中で一番想定が難しかった切り土、盛り土の大規模土工がおおむね完了したこと、また令和4年4月24日付け国土交通省の通知により、世界的な資材価格、人件費の高騰につきましては適正に変更を行う必要があることを受け、令和5年1月に最終的な精査を行ったところでございます。今回の事業費増額につきましては、一括施工発注当初と比べ、大規模土工による岩盤部掘削の費用増をはじめ、資材価格、人件費の高騰等々が積み重なったものでございます。また、これまで国や県と協議を続けてまいりましたおよそ15億円の追加事業費に対する国費および県費の充当につきましては、令和5年3月17日国土交通省より交付金対象事業費13億8,000万円の内定を頂き、増額に対する事業費の内訳を対外的に説明できる体制が整いましたので、令和5年3月29日の全員協議会におきましてご報告させていただいたところでございます。2点目でございます。今回の保留地販売の落札価格についてのご質問でございます。令和4年度の保留地の販売につきましては、高田越トンネル南側の保留地12宅地を実施いたしました。入札の結果、販売予定価格坪平均25万円に対し、落札価格坪平均42万円という結果となりました。議員ご指摘の19万円から21万円の保留地設定価格につきましては、地権者の要望により隣接する道路のり面を現状のまま保留地として売却したケースなどでございまして、保留地の形状等により価格を設定しているところでございます。また今回の販売方法である保留地の一般競争入札につきましては、他の自治体におきましても一般的に実施されている販売方法でございますので、当町におきましてもこの方法を取り入れたところでございます。今後も販売予定の保留地が宅地を求められている方々に選んでいただけるよう、販売方法につきましても社会情勢などを注視し研究してまいりたいと考えております。3点目でございます。今後の保留地処分への影響についてのお尋ねでございます。今後の保留地販売につきましても、土地鑑定専門業者により鑑定された価格で販売予定価格を設定してまいります。高田南土地区画整理事業の保留地は、長崎市に隣接する立地に加え、JR道ノ尾駅、県道長崎多良見線、および川平有料道路インターチェンジを有する生活利便性が非常に高い魅力ある土地として、多くの皆さまに問い合わせをいただいているところでございます。保留地ができましたら順次販売し、財源確保に努めてまいりたいと考えております。4点目でございます。行政の事業変更が民間事業に与える影響についてのご質問でございます。一括施工の事業費変更につきましては、国土交通省の通知に沿って適正に変更を行っております。事業費増額の主な要因であります建設資材および人件費の高騰に伴う変更につきましては、民間事業におきましても一定予想されるものと考えております。議員ご指摘の事業者は、高田南土地区画整理事業着手後、近年になって地権者によって開発が行われた民間事業でございます。また互いに隣接した事業ではございますが、施工現場ごとに自然条件や社会条件などの制約条件が異なることから、今回の高田南土地区画整理事業の変更が直接的に民間事業

へ影響することはないと考えております。しかしながら、町内の民間開発に関するお困り事につきましては、今後も情報提供や助言など必要な支援を行っていきたいと考えております。5点目の再入札をする予定はないかというお尋ねでございます。現在のところ一括施工の再入札を行う予定はございません。今後も事業の早期完成に向けて、引き続き長与町、長崎県一丸となって整備を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

今、回答いただきましたけれど、再質問をさせていただきたいと思います。まず図書館についてですが、今回のアドバイザーの肩書は実績が大変あるような方でございますし、また私も総務省のホームページなどを調べましてアドバイザーは約200名、実際196名の方がおられるわけですね。長崎にもこのアドバイザーはいらっしゃいます。なぜ、長崎にも多くの学識経験者がいらっしゃるのにわざわざ横浜市の方を選択されたのか、再度少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

総務省が認定しています地域情報化アドバイザーは、議員がおっしゃるとおり現在約200名が登録されておりますが、本町が初めに申請を行った平成27年度時点で110人が登録されていたようでございます。オープンデータや人材育成、マイナンバーや5Gなどそれぞれ専門分野の異なる方々が登録されており、図書館を専門とする方で検索いたしますと、かなり人数が絞られてまいります。その中でアドバイザーのプロフィールをそれぞれ見せていただき、専門分野の詳細やこれまでの実績を勘案した上で、本町の課題への対応に最も適していると考えられる当該アドバイザーを派遣していただいたというのが経緯でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

私が申し上げたいのは、このアドバイザーが駄目だと言っているんじゃないんですね。要は、やはり総務省で認定されているんですからそれなりに素晴らしい方だと思うんです。だけでも先ほど申し上げたように、やっぱり長崎にも有識者がたくさんおられるんですよ。そしてなぜ地元の人を私は使えと言っているのかというのは、やはり風土とか習慣、こういうものも環境なんかも果たしてこの横浜の人たちで理解できるのかと。それは機能的な図書館を造るということであれば、近代的で利便性がある合理的なものをつ造るということであれば、そちらの方が長けていると思いますけども。やはり長崎の住民の気

持ちがこれに伝わるのかなと、私はそれを心配しているんですね。ですから、このアドバイザーを選ぶのに何で地元の方を選ばれなかったのかなと、それが非常に不思議だったんですね。それは、今言われた回答で私もアドバイザーのことについては結構だと思います。次に、それと同時に今回この質問をする通告書を出した後に、議会でも図書館に対する特別調査委員会を発足させるということが全員協議会で昨日決まりましたので、その中で詳細なことはお尋ねしていこうかと思っているんですけど、今日は、ですから少し今までの経緯だけについてご質問させていただきたいと思います。2点目のプロポーザルの業者の選定について、これ長崎県では、要はプロポーザル、先ほど41者ぐらいの業者を選ばれたということだったんですけど、長崎県では地元業者の育成のために建物が20億円、この図書館は大体22、23億円になるんでしょうけど、しかし建物自体は大体16億円から18億円ぐらいと想定されるんですね。その中で20億円以内の物件については県としては基準とか規定はありませんけど、長崎の業者のみで入札を今されているという実績があります。ですから、これについて私もやはり地元業者育成ということが一番大切だと思うので、なぜそんなにこうたくさん41者も全国、横文字が大変多いところをたくさん選ばれて、地元業者の方を大切にされないのかなと、これが一つ私も気になるんです。長与町では地元業者育成ということを考えていないのかなと。そういうことについて一つご意見があったらお話をいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

地元業者の育成につきましては、非常に重要であると考えております。今回は国土交通省のガイドラインに準拠し、地域要件の設定は行いませんでしたが、地域精通度においては県内の実績において厚く加点したところでございます。今後、設計完了後に行う建設工事の発注時におきましては、地域要件の設定を含めまして検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

行政がやはり地元の業者をかわいがらないと、地元の経済は発展しないんですよ。長崎は今ワーストスリーですね。経済力指数が大体財政力が0.33ですか、こんなに低いんですよ。というのは、みんな良いものは全部関東関西の方に持っていかれるんですね。地元の方はもうぎりぎりの数字しか出てこない。今回もこの建設がどうなるか私もよく注視をしていこうと思うんですけどね。それについてやはり町内業者、地元業者、長崎の業者ということ十分に考えてやるべきだと思うんですよ。それから、今度プロポーザルの選考委員は5名と聞いています。どのような基準で選択されたのか。これについて詳しく内容をお知らせいただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

同規模自治体の事例を参考に人数を5名といたしまして、行政主導とならないように外部委員が過半数となる3名、行政からの委員を2名といたしました。外部委員は3名から4名の候補者の中から施設建設に必要な観点のバランスを踏まえ、図書館関係有識者1名、健康センター関係有識者1名、建築専門家1名とし、行政の委員は首長部局と教育委員会にまたがる施設であるため副町長と教育長といたしました。図書館関係有識者といたしましては、全国の図書館の事例に通じていることや、過去に本町の新図書館整備に向けた講演会の講師を務め本町の事業に理解があること、また女性の参画などの観点から選定を行いました。健康センター関係有識者といたしましては、本町での栄養学の学生実習受け入れ等に関与しており、健康づくりの相談役となっていていただきます長崎県立大学教授を選定いたしました。建築専門家といたしましては、本施設整備基本計画において、環境負荷に配慮し、温暖化防止、脱炭素化を目標とした施設を目指しております。ZEBまたはNearly ZEBの認証取得を目指すこととしているため、施設の目指す方向性に適した専門家といたしまして、令和3年度に国土交通省、経済産業省、環境省が設置した「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の有識者委員でもあり、昨年度本町職員向けに開催いたしましたZEB推進研修の講師を務めていただいた実績などを踏まえ、選定いたしましたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

この選考委員ですね、これについては私は違和感を持っているんですね。5名のうち4名というのは理解できるんですけど、この委員長の方、この方も横浜市の方ですね。そして東北大学とか書いてありましたけど実際は設計事務所の社長ですね。ですから、こういう方々が選考で選ばれたというのはちょっと私たちは違和感があるんですね。ですから、要は何を言いたいかといいますのは、新図書館検討委員会のメンバーというのがあまりいらっしやらない。ここに教育長と副町長が入っているんですけど、教育長はもう代わられたばかりだし、内容のことはあんまりご存じないと思うんですね。副町長に聞いても、私も個人的に会ってもあまり感触が、そんなに詳しいお話は聞けなかったと私は理解しています。そうしますと、このアドバイザーからの、結局同じ横浜ですからアドバイザーがこのプロポーザルの委員長を推薦されたのかなと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）



委員長の選任につきましては、プロポーザルの審査員の経験があり、かつ図書館サイドおよび健康センターサイドから均等に意見を引き出す役割が必要であり、建築全体について俯瞰的な観点を必要と考え、建築専門家としたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

プロポーザルの委員長の経験者、長崎にもたくさんおられるんですよ。ですから、私がちよっとここで違和感を感じたんですね。そして新図書館検討委員会のメンバーの影響がどうなのかなど。この人たちも入ってきてしかるべきじゃないのかなと思ったんですけどね。ほとんど入っていらっしやらない。この委員長については、私はいまだに少し違和感を持っています。それと同時に、要はタウンミーティングであるとかワークショップなどを何回も開かれて、いろんな形をされたということなんですけど、聞いてみますと、ほとんど同じような方が何回も来られていると。新しい方の顔はあまり見えないっていうことで、そういうことでいろんな造り方、選択の方法、それから行政のアピールの仕方、これについても少し私は変形であるなと思っているんですね。聞いた話ではほとんどが同じ「図書館を考える会」とか、そういう特定の方のご出席ばかりで、大体50名から60名の方、ほとんど顔見知りという感じがしたということですね。それでいいのかなど。それで私たちも特別委員会というのを一応設置させていただいて、議会の方のご意見も取り入れさせていただいて提言したいと、そのように考えているわけです。そしたら次に、今回の設計価格は約1億2,000万円と聞いています。通常今の、近々でいくと長与小学校の設計価格が大体4,000万円から5,000万円だったと思うんですね。この建物が大体18億円から19億円ぐらいだったと思います。この設計の価格についてもアドバイザーからのアドバイスがあつてされたのか。もしくは省庁とかそういう所で調べられて、要はこの価格を捻出されたのか、これについてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

設計価格の算定につきましては、平成31年1月21日に国土交通省告示第98号として、平成21年国土交通省告示第15号以来10年ぶりに業務報酬基準が見直されました。今回の複合施設の設計金額はこの告示第98号に基づき、複数用途であり、複雑に構成された個別性の高い複合建築物となりますので、国が推奨いたします実費加算方式により算出を行っておりまして、アドバイザーの指導は受けていないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

この価格につきましては、1億2,000万円という数字はいつ出されたのか。要は、結局、国交省はいろんな省庁からの今の値上げについて、この告知というのは大体3月の後半にしか来ていないと思うんですね。この段階でその数字を出されたのか、もしくは省庁からの値上げのことがあってからこの数字が捻出されたのか、それについてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

昨年度、債務負担行為を計上させていただきました折にも設計金額については計上いたしておりますので、その時点での算定となります。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

そうすると、もう省庁からの今の値上げとか人件費の値上げのことについて、これ以上金額は上がらないということで理解していいわけですね。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

今回の算定につきましては、平成31年1月21日の国土交通省告示98号に基づきまして算定いたしました。こちらの金額につきましては既に契約しておりますので、これ以上の増加はないものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

この契約について、通常であれば建物とか造るときには5,000万円以上の場合には議会の議決が要るんですが、これ自治法によりましてこの設計価格については議会の議決は要らないわけですね。ですから、その辺の数字はやはり慎重に今後検討して出していきたいと思います。それと、これは関連でも何でもないんですけど、今回図書館複合施設建設には起債が予定されていますね。それと第2質問におきましても、これは値上げの中の起債が大体7億円ぐらい想定されている。この起債について、この起債というのは今私個人は民間でいう長期住宅ローンみたいにもものすごく借りやすく、金利が安く、要は借りやすい部分での借金だというふうに思っているんですね。今の長与町の起債残高は131億円ぐらいですよ。そして、町民の1人当たりの借金が今行政が作った32万円ぐらいが住民が結局借金として抱えている部分なんです。ですから、町長の起債に対する基本的な考え方、これを町長の方から一つお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃるように起債は借金という面があるというふうに思っております。従いまして、その分を起債を使う場合につきましては、町といたしましては財政の健全化判断、こういった範囲の中でやっていくと、そうしないと大変なことになってしまいますので。その中にあるのが実質公債費比率であったり、それから将来負担比率というのがございます。そういったものを勘案しながら財務と話をし、これに影響を与えるか与えないかっていう中で、与えることがないと、この中でやっていけるという判断の下にこの起債を組むということがございます。そしてもう一つは、起債というのは例えばその時に起債をせず一般財源から払ってしまいますと、その年に他のことができなくなってしまうと。そうするとその年に住んでらっしゃる町民の皆さん方に対する過度の負担がかかる。他に入ってきた人たちはそのサービスだけを受けるというふうになりまして不公平になると。そうしますと、起債を組んで20年、30年というスパンになりますと、あとから入ってきた人も応分に公平に負担を負うと、そしてまた受益も受けるということになります。こういったものがあるかと思えます。そしてもう一つは、借金とはまた別個に投資という部分もあると思うんですね。例えば山林を開発します。山林は本当に税金でしたらほとんど安い税金、しかしこれが造成されますと固定資産税、都市計画税が入ってきます。そうするともうとんでもないぐらいのお金になるわけですね、比べますと。そういった形で、起債というのはいろんな面で考えられると。そしてまた起債というの是非常に大切なものですので、その都度その都度やっぱり慎重に対応していくということではなかなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

起債につきましては、今町長がおっしゃるように、それで私は町長と同じ考えです。それについては分かりました。借金の残高が131億円、そして今回また増えるわけですから、1年間に大体13億円ぐらいの支払いを今やっているんですかね。だからこれについても、やっぱりしっかりと財政力を見ながら、適切であるかということ判断しながら、要は利用していただきたいと思えますね。

次に大きな2番目に参ります。高田南土地区画整理事業、これについては本来であればこれは委員会でやるべき質問なんですけど、あまりにも金額が大きいものですから、この議場を借りまして質問させていただきたいと思えます。約15億円の今回内容を少し詳しく、何がどれだけ増えたのか、この辺も少し説明いただければと思っています。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず約15億円の内訳につきましてでございますが、まず工事費が約10億円、測量などの業務関連経費が約5億円弱、合計約15億円、14億8,700万円となっております。工事費の約10億円のうち約3億円が岩盤掘削の費用の増額によるもの。残りの7億円が資材価格の高騰であったり、人件費の高騰によるものでございまして、資材価格は一括施工発注前と比較しまして約1.6倍、人件費につきましては約1.2倍の上げ幅となっております。続きまして、測量などの業務委託関連経費の約5億円弱につきましては、測量費が約3億円、設計費が約2億円弱となっております。主な増額の要因としましては、先ほどの人件費の高騰と同じで、物価スライドに伴います人件費の高騰というのが一つ、あと測量であったり設計それぞれに作業量の精査の結果、業務量が増えたことが主な増額の要因となっております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

高田南につきまして、私も昭和62年から携わっておりますので、すごくこのことについては、やはり多くの地権者が非常に結局悲しい目に遭っているわけですね。当時結局町の承諾を得て、要は地権者の方たちが土地を提供していまだにできていない、約40年たつ。そうしますと、30歳でその時地権者になられてももう70歳、60歳の人はもう100歳になっているんですね。ということはもう大半の方がお亡くなりになったり、いらっしゃらなかったり、そういう状況なんですよ。ですから、これに対する造詣は私も非常に強いですね。ですから、この金額、またこれは今からどんどん変更していくという形と、それとあと今後どのような形で推移していくかということが非常に私は興味を持っているんです。この間、高田事務所に行きまして所長と一応話をきて、今おっしゃられたことはいづらか把握しております。ただその中で、岩盤掘削で3億円、岩盤は事前のボーリングがもう何十回という回数がかかっているんですね。この事前のボーリング調査でこれ分らなかったのかどうかですね。これについてちょっとお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

事前調査、ボーリングにつきましては過年度に一定行っているところでございます。ただ、岩盤ボーリングにつきましては、詳細な箇所でもございまして50メートルから100メートルぐらいの間隔での調査でありますので、施工前に大規模土工の全ての岩盤を詳細に把握するという事は非常に困難であると考えております。前回の変更の際にも、その段階でできる限りの精査をして岩盤数量を算定しておりましたが、やはり施工してみないと分からない部分があったというところでございます。令和4年度で土工事、切り土、盛り土の大規模土工につきましてはおおむね完了しておりますので、大規模土工事関連でこれ以上の大きな変更というのは今後ございません。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

それから今度は工事費以外の測量設計関係の業務委託、これは5億円ありますね。これについても少し詳しくお願いしたい。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず、測量業務約3億円の詳しい変更内容についてでございますが、区画整理事業が長期間に及んでおりまして、事業の途中で測量の基準、座標系の変更が行われました。以前は日本測地系という座標系が基準となっておりましたところが、世界測地系という座標系に変更になるというものでございます。測量成果につきましては、工事が完成して測量した後に法務局に提出することになるんですけども、この測量基準の変更に伴いまして、これまで造成が終わりまして測量完了しています道ノ尾駅の周辺のエリアであったり、高田越トンネルよりも上の方、北側のエリアの測量成果が使えなくなった。以前測量したエリアについて、もう一度現地測量を行う必要が生じたことにより増額変更でございます。続きまして、設計業務の約2億円弱の詳しい変更内容についてでございますが、主なものにつきまして2点ございまして、1点目が擁壁設計と換地割込設計でございます。こちらにつきましては、一括施工区域の地権者にお返しする土地、換地と言うんですけども、その土地をどれくらいの大きさで何宅地に分けるかというところを、地権者に意向調査をして設計の数量が決まるんですけども、この造成意向調査の結果に伴いまして、擁壁設計や換地割込設計も業務量が当初よりも増えたというものでございます。そしてもう一つが換地手続きに向けての業務でございまして、こちらにつきましても先ほどの造成意向確認でございまして、地権者の代替わりであったり、売買などにより所有者の変更、また土地の分筆などさまざまな修正点がありまして、作業量が増えたというのが主な変更内容でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

測量業務についても、もう前回既に分かっていたと思うんですけど、今言われたことも一理はありますけど、要はこんなに今の技術においてそんなに変更があるのかなあというのは、私たちはちょっと、それと、これだけの金額を使うわけですから、やっぱりよほど慎重にやっていただかないといけないというふうに思っているんです。工期の問題もあると思いますが、予算の繰越明許額が多額であるんですね。この工期は予定どおり進むんですか。これについてちょっとお答えをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

令和4年度の繰越額につきましては、昨日の本議会、報告の方でもございましたが約6億7,000万円でございます。繰越内容につきましては、一括施工開始当初の電気通信線の移設に伴う遅れであったり、岩盤部の工法検討、また令和2年度に約4億円の国からの追加補正が付いたことなどによりまして、まだ一定の繰越額がございます。ただ、この繰り越しにつきましては、令和5年度、令和6年度で計画的に調整しまして、繰越額を消化していきたいと考えております。また追加事業費の工事費の10億円につきましては、岩盤分の掘削に伴います約3億円分については令和4年度末で既に完了しております。今後、令和5年度、令和6年度で工事費の残りの7億円、この工事費が追加されることが想定されますけれども、こちらにつきましては増額の主な要因が資材価格の高騰であったり、人件費の高騰でありますので、今後工事を行う宅地整備であったり、道路整備、この数量自体はほぼ変わりませんので、令和6年度の工事完成は変わらないというスケジュールで整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

先ほども言われたように、今年度も6億円以上の繰越明許があっているんですね。毎年これは繰り越しが3億円から5億、6億円というのがあるんですね。ですから、私たちは非常に事業の進捗がスムーズにいくのかなと、これを非常に心配しているんです。今後、またこの増額がある可能性があるのかどうかということと、令和12年で、町長が明言された12年で予定どおり終了するのか、これについてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

今回の事業費の増額につきましては、現段階でできる限りの結果行った増額になっております。今後につきましては、社会情勢などのさまざまな不確定要素というものもございますので、可能性として変更がないということは言い切れないところもございますが、現段階でできる限りの試算をした結果として、今現段階におきましては、今後の変更は想定しておりません。事業費の動向につきましては、今後も引き続き長与町と県の方とでチェックを継続していきたいと考えております。それと、令和12年に今回の高田南土地区画整理事業が完了するのかということですが、こちらにつきましては、少しでも早く地権者に土地をお返しすることが何よりも重要であると考えておりますので、まずは一括施工、宅地整備を令和6年度までに終わらせる、そして令和12年度までに全体事業を完成させるというスケジュールで事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

今の回答を聞くとちょっと危ないなという感じもするんですけどね。やはり当初11億1千万円というのもね、私が想定するに一般会計の歳入歳出予算が約65億円から70億円ぐらいだったんですよ。それで111億円というね、本当にちょっとあきれた計画をして、私も議員を拝命したのが昭和62年、昭和59年にもう認定されておりましたので反対はできなかったんですけど、議会が議決しておりますのでそれを私たちは速やかにやらんといかんという義務感でずっと今までやってきたんですけどね。想定をされるね、非常に壮大な事業だったんですね。そこまでする必要があったのかなと私はいまだに思っているんですけどね。現在はもう330億円ですよ。びっくりするような金額ですよ。これ民間でさせれば5分の1でできます、こういうのはね。だけど行政というのはやはり予算の組み立てであるとか、いろんな分でなかなかそこまでいかない。それは私も議員を拝命してよく理解をしています。ですから、12年までにもう町長が明言されているんですから、もし終わらなかつたら責任を取ってもらわないといけない。そういうふうな気持ちでやっていただく。それで今度は2点目なんですけどね、保留地の入札について、これは多分3工区だと思っただけなんです。坪が大体50万円ぐらいになったと聞いているんですけど、これ一般の人にはもう全く手が出ない数字ですね。私たち通常の所得を持っている人たちは、やはり30万円から高くても35万円から36万円、そして特殊な方で40万円ぐらいだと、そういうふうにいるんですよ。当初計画は先ほど申し上げたように私は19万円から20万円と聞いている。これは先ほど説明いただきましたので、特殊な例として私も頭の中に入れていたんだろうと思うんですけどね。それにしても金額があまりにも高過ぎる。これを結局入札において、やっぱり予定価格より大幅な増額になっていることに対して、何か問題が出てくるのではないかと思うんですね。それについてどうですか。回答できますか。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

先ほど議員がご指摘の50万円につきましては、まず一括施工区域内の高田越トンネル南側の12宅地の保留地の販売なんですけども、結果としましては、販売予定価格坪平均25万円に対しまして落札価格は坪平均42万円、その中で最高の価格が坪52万円という最高金額が出ております。今回の入札結果に伴います影響なんですけども、こちら毎年長崎県の地価公示を行う鑑定業者に入札結果のことにつきまして確認しましたところ、競争入札につきましては、買い主がその土地を欲しいという思いで販売予定価格を大きく超える場合があります、今回のように周辺の平均的な販売事例を大きく超えたものにつきましては、地価公示の参考としないという回答がございました。よって、この競争入札の結果が直接周辺の土地の公示価格や基準地価格へ影響することはないと考え

ております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

これ影響するんですよね、それがね。要は1回50万円と出た場所で世間は「この辺は50万円だ」と、もうそういう感覚になってしまうんですよ。だからもう富裕層しか買えない。今回の52万円というのは多分企業の方が何らかの利用をすることによって営利的な形で買われたと私は認識しています。それでも、やはりこの入札については、最低制限価格じゃなくて最高制限価格を、やはり世の中に合った数字を設定するというような、これ当然必要なことだと思うんですよ。そうしないと、もう富裕層だけしか入札に入れない。長与町は土地が高いと、土地が高いということは大変良いことなんですけどね、しかし住民はもう限られた人しか入ってこれないということなんです。この辺については十分に精査をしながら今後やっていただきたいと思います。3点目の質問なんですけど、高田南土地区画整理事業に対してすぐ道路の左側の方は、椿林土地区画整理事業というのが今施工されていますね。この施工業者というのは、長与町で指名入札された業者が、椿林も同じ業者がやっている。当然結局、長与町の行政の方は価格が上がって、先ほど言ったように15億円上がったということで、施工業者もまた同じ施工をするんだからということで、この椿林に対しても約1億4,000万円の金額アップ、工事費のアップが言ってきているんですね。そうすると、行政は税金でどんどん払えるけど、企業というのはそういうわけにいかないんですね、要はね。民間というのはその金を捻出するためにはどうすればいいかと考えるんですけど、当然これを売り先のリピーターから回収するか、自分のところで罰をかぶるか、そういう形にしかならないわけですよ。これについて、やはり私は十分に地域の周辺の工事をしているところに対しても考慮すべきだと思うんですね。考慮して、やはりいろんな部分でアドバイス、行政指導などをやっていただくというのが、私は筋だと思うんです。先ほど町長が少し良いことを言われたんですけど、情報提供、助言ということで、さっき言われました。この助言とか情報提供、これについて具体的なことはどういうことをされるのか、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

情報提供につきましては、開発事業者が開発区域の情報を正確に把握した上で整備の判断ができるよう、行政側が持っている情報を適切に提供することでございまして、例えばライフラインの情報であったり、今回でいえば土地区画整理事業に関する手続き全般、また区画整理に関する手続き全般や国の支援制度、こういったさまざまな情報提供でございまして。また、助言ということにつきましては、区画整理事業を進めるに当たってのいわゆる技術的支援でございまして、例えば、事業の許認可、組合の設立、運営に関する助



言であったり、工事に関する助言、こういったものがございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

開発に当たりましては、都市計画法の42条とか32条というのがあるわけですから、その辺をやはり民間の業者ともよくお話をされて、行政指導をぜひ詳しくやるということが私は必要だと思うんですね。今後金銭的において、この1億4,000万円をどうするかということを、要はこの椿林土地区画整理事業の組合の方が非常に今頭を痛めているんですね。それについて今後、今助言と情報提供と言われたけど、もう少し具体的にお話をいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

先ほど課長の方から必要な支援を行っていくというふうな回答いたしましたけれども、なかなか今具体的な回答はこの場で申し上げることはできませんけれども、町内の民間事業に関するさまざまな問題、そういったものに対して今後も情報提供であったり指導、助言ということを、行政として必要なところは今後も支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

最後に、この高田南土地区画整理事業の施工業者の、要は再入札を、約15億円という金額があまりにも大きいもんだから、まあ今内容は説明を聞いてある程度理解しましたけど、再入札をしてもっと新しい数字を出せるという希望がひょっとすればあるかもしれないんですね。再入札はしないということだったですけど、それについても一度ご意見を聞かせていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今回の一括施工の事業変更につきましては、先ほどからも説明いたしましたとおり物価の高騰であったり、人件費の高騰など影響する部分につきましては、国土交通省の通知に沿った形で適正に現在変更を行っているところでございます。また岩盤部の掘削に伴います増加分につきましても、一体施工の必要性からなかなか分離発注できないものでございます。そういった中で長崎県の設計ガイドラインにより適正に変更を行っているものでございます。また仮に再入札をする場合におきますと、準備期間といったものも必要となりますので、事業完成が遅れることが想定されるものでございます。そういったこ

とから、一括施工の再入札につきましては現在行う予定はございません。事業が長期化しております本事業におきまして、少しでも早く地権者に土地をお返しすることが何よりも重要であるというふうに考えておりますので、今後も長与町、長崎県が一丸となりまして、令和6年度末の工事完成に向け整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○13番（竹中悟議員）

今までの流れから見て、町長はこの高田南のめどがついたら図書館に入るということを明言されております。だからこの高田南が予定どおりできないと、これはまた町長の公約違反ということになりますので、これはもうしっかりと頭に入れながら、予定どおり進むことを要望して終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時40分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、浦川圭一議員の①債務負担行為を活用した適切な予算執行について、②長与町新図書館等複合施設整備基本計画（案）パブリックコメントの回答について、③自転車運転者のヘルメット着用の努力義務化に伴う道路整備についての質問を同時に許します。

7番、浦川圭一議員。

○7番（浦川圭一議員）

それでは早速、質問をさせていただきます。①債務負担行為を活用した適切な予算執行について。昨年12月議会において2件の債務負担行為の提案がなされて、いずれも新年度、令和5年度4月早々の契約に備えて準備を進めるためのものとの理由であった。適切な対応だと理解したところですが、よくよく考えますと4月1日および年度早々に契約を求められるものはもっと多くあるのではないかとこの疑問を持っておりまして、そうであるならばもっと多くの提案がなされるべきではないかと思ひ、以下について質問をいたします。（1）令和5年度実績で条例で定める長期継続契約と債務負担行為の手続きがなされた契約を除く、4月1日および4月中に締結した契約はそれぞれ何件あるか伺います。

②長与町新図書館等複合施設整備基本計画（案）パブリックコメントの回答について。回答のうち、トレーニング室の整備について今後検討していくとのことであったが結果は整備が見送られているようであるが、検討した内容と整備しないとした経緯を示していただきたいとの質問に対し、「トレーニング室については専用するスペースが広範囲で

あること、また器具が容易に移動できないことから多目的に使用できないこと、併せて器具の購入費とメンテナンス費用等を検討した結果、設置を見送ることになりました」との回答でありました。また、第10次総合計画に、地域における子育て環境の充実を目指し、児童館など親子の交流の場の充実を主な取り組みとして掲げられているが、総合計画どおり各地域の児童館を整備充実させることが先決ではないのかとの質問に対し、「現在計画している遊び場は、乳幼児健診など母子事業への参加者を中心とした未就学児を対象としており、児童館とは異なる位置付けで設置する予定です」との回答があった。以下について質問をいたします。(1) トレーニング室の占用スペースが広範囲であることが整備しない理由の一つとなっていますが、求められた広さもない中、どれくらいの大きさを想定をしたのか伺います。(2) 器具が容易に移動できないことで多目的に使用できないとあるが、体育館の利用状況を見て毎日多くの利用者があることを考えれば、器具を移動して他の用途に使う余裕はないと思いますが、こういった場合を想定しているのか伺います。(3) 器具の購入費とメンテナンス費用を検討した額は幾らになっているのか伺います。(4) 新設の要求の理由として、体育館のトレーニング室の利用が盛況であり利用者が多くて器具の使用ができないなど非常に混雑している状況にあるということで、機能を分散するという意味で町内どこかに新しい整備ができないかという趣旨で提案がなされたものであります。設置を見送ったとしているが、現状の体育館の混雑緩和の対策はどのように考えているのか伺います。(5) 現在計画している遊び場は、第10次総合計画の中のどこかの計画と関連するのか伺います。(6) 関連して、現健康センターが退去した後のふれあいセンターの建物はどのようにするのか伺います。

③自転車運転者のヘルメット着用の努力義務化に伴う道路整備について。令和5年4月1日から自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されています。このことは自転車運転者の事故等によるけがなどをより軽減するための対応だと思っておりますが、道路管理者としても事故が起きにくいような環境整備に努めるべきと考え質問をいたします。(1) 町内全域で歩道がある場合の車道外側線、また歩道がない所の路側帯などを表示する白線が消えている状況が多く見られますが対策を伺います。(2) 町内に存する歩道のうち、自転車での通行が許されている歩道はどこにあるのか、また自転車通行可などの表示はされているのか伺います。(3) 通行不可の歩道を間違えて走行した場合、何らかの処罰の対象となるのかお伺いいたします。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは浦川議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番目の質問でございます。債務負担行為を活用した適切な予算執行についてということでございます。令和5年度は4月1日が土曜日であったため、前年度から継続して履行が必要な委託業務、リース等につきましては契約日を令和5年4月3日とし、契約書に遡及適用の追認条項を設け

ることにより、4月1日から契約が履行されるものとみなす契約締結をしているところ  
でございます。その件数は165件でございます。それ以外で4月中に契約した件数が1  
6件でございます。続きまして、2番目1点目のトレーニング室の想定面積についてお答  
えします。複合施設におけるトレーニング室整備を検討するに当たりまして、想定面積を  
長与町民体育館内にありますトレーニング室と同等規模のものと想定をしております。  
それから2点目でございます。器具を容易に移動できないことで、多目的に使用できない  
場合の想定はいかかなものかというご質問でございます。新図書館等複合施設に整備予  
定の多目的室においては、健康センターで実施する特定健診、がん検診等の健診事業、運  
動教室や健康教育、めだか85やお元気クラブ等の介護予防事業、母子保健事業の一環な  
どの目的で使用する予定としているところでございます。多目的室へトレーニング用の  
器具を設置することを想定した場合、器具を容易に移動ができないため、他の事業、特に  
乳幼児健診等で使用する場合の安全確保の観点からも、部屋を兼用することが難しいと  
いう趣旨で回答をいたしたところでございました。3点目でございます。器具の購入費と  
メンテナンス費用の検討額についてのお尋ねでございます。トレーニング器具の購入費  
につきましては、平成27年度にトレーニング器具の更新を行った際にかかった経費、お  
およそ1,000万円を参考としております。検討の際にはメンテナンス費用は含まれて  
おりませんが、器具点検等の機器保守料が年間18万円程度、経費としてかかっていると  
ころでございます。4点目でございます。現状の体育館のトレーニング室の混雑緩和対策  
についてのご質問でございます。長与町民体育館トレーニング室の利用方法につきまし  
ては、現在コロナ対策のため予約制で人数制限をした運用を行っております。利用者から  
はトレーニング器具が確実に使えるとの声が多くあり、おおむね好評となっているとこ  
ろでございます。その一方で利用率が高い平日の午前中には予約が重なり、利用できない  
方がいらっしゃることも把握しております。新型コロナウイルス感染症が季節性インフ  
ルエンザと同じ5類感染症となりましたが、コロナ禍以前のような予約制ではない運用  
に戻すのではなく、現状を鑑み予約制度を残しながら、時間帯の運用形態の変更および利  
用しやすい曜日、時間帯の分かりやすい表示により1日の利用状況の平準化を促すなど、  
多くの町民が利用できる運用への移行を検討してまいりたいと考えております。5点目  
でございます。現在計画している遊び場は、第10次総合計画のどの計画と関連するの  
かという質問でございます。長与町におきましては魅力あるまちづくりとして、子育て、教  
育、健康づくり、遊び心の4つの視点から各種施策に取り組んでいる状況でございます。  
現在計画している遊び場は、第10次総合計画の中の基本目標6、ぬくもりのある健康と  
福祉のまちにおける施策36、結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実に資する取り組みと  
考えておりまして、健康センター利用者および同ボランティアを対象に実施したアンケ  
ート調査でも要望が大きかったものとなっております。現在計画している遊び場は、自由  
来館はもとより乳幼児健診など母子事業への参加者を中心とした未就学児を対象として  
おりまして、遊び場の提供を通して子育て支援の充実につながる講座の開催などの活用

を想定しているところでございます。6点目でございます。現健康センターが退去した後のふれあいセンターの建物はどのようにするのかというご質問でございます。このふれあいセンターにつきましては、引き続きコミュニティ活動の拠点として利用する予定でございます。健康センターが退去した後の活用方法でございますが、町内公共施設の更新や再配置などを含めまして、総合的な観点から検討を進めているところでございます。

続きまして大きな3番目、自転車運転者のヘルメット着用の努力義務化に伴う道路整備についてでございます。3番目1点目の車道外側線等の引き直しについてのご質問でございます。車道外側線および路側帯などの白線につきましては、町道であれば道路管理者である町が、国道や県道であれば県が引き直しを行っておりまして、昨年度は町道の12路線、延長およそ7キロメートルの白線の引き直しを行っております。現状では自治会や学校、交通指導員等からの情報提供や町の道路パトロールにより、情報の収集を行って随時対応しておりますが、町内全ての路線にまで行き届いていないところでございます。また白線は、運転者および歩行者の安全確保のため重要な役割を果たしておりますので、今後計画的な整備に努めてまいりたいとそうように考えております。2点目でございます。自転車の通行可能な歩道についてのご質問でございます。現在長与町内において自転車で通行可能な歩道につきまして、両側に歩道が設置されている道路のうち2カ所の路線が指定されております。1カ所目は時津町にまたがりまして、国道207号の時津町浜田郷大型商業施設前を始点として、町道嬉里線の三彩交差点までの延長900メートルでございます。2カ所目は、町道長与中央線の吉無田郷長与駅前東口バス停付近を始点といたしまして、国道207号の岡郷ふれあい広場までの延長3,685メートルでございます。指定基準につきましては、警察庁の交通規制基準に基づき歩道の有効幅員が3メートル以上で歩行者の通行に支障がなく、自転車通行に危険がない歩道が指定されているところでございます。また、普通自転車歩道通行可の道路標識につきましては、現在対象路線沿いに148枚が設置をされているところでございます。続きまして3点目の自転車が間違えて通行不可の歩道を走行した場合の処罰についてのお問い合わせでございます。自転車は道路交通法上は軽車両となっております。車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則となっております。ご質問のケースにつきまして長崎県警へお尋ねをいたしましたところ、通行が規制されている歩道を通行した場合は、道路交通法違反となる可能性があります。その処罰につきましてはさまざまな違反態様があることなどから一概には申し上げることは難しいと伺っているところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず①でございますけれども、適切な予算執行についてというような書き方で通告書を書かせていただいているんですが、適切な契約、このつなぎ目のところで適切な契約になっているのかというところにちょっと疑問を持ち

まして、質問をさせていただいたところでございます。例えば身近なところで言いますと、この庁舎管理のガードマン、守衛ですかね。守衛の勤務を考えますと、例えば3月31日の12時までは恐らくその年度の契約で担保されると思うんです、仕事はですね。ところが4月1日になった0時から、今年の場合は4月3日の契約となっているということでおっしゃられたんですが、一般的には4月1日の契約をするまでの間は契約がない状態なんですね。契約がない状態で勤務をしていただいているという状況になっているわけですね。だから後から契約書だけ見れば3月31日で前年度契約終わって、4月1日から業務が始まっているんだということで、何らこうそんな切れ目なくやれているんじゃないかというような感覚も持つんですけども、厳密に言いますとそういうことになるんじゃないのかなど。一部この抜けた時間の中で勤務をしていただいているというような状況が発生しているんじゃないかなというふうなそういうことがあります。昨年の12月に債務負担行為で2件上げられたものが、もちろんその予算の翌年度の担保をしていただくというお願いが第一義的にあるんでしょうけど、併せてその準備をやりたいんだということでそういう説明がありまして、そうであるならばもっとたくさん債務負担行為で提案されて、取り組むことができないかということで質問したところでございます。どうですか、そこ難しいですか。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

その債務負担行為を設定していない契約につきまして、4月1日からの契約というのが随意契約となっております。随意契約の場合、契約の準備行為として見積書の徴収とかができますので、4月1日になって契約をするということになっております。双方の合意があれば4月1日の契約というのは、その日の0時から始まりますので、その双方の合意があれば契約書を交わす前にそういったことはできるということとなっておりますので、今そのように対応を取らせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

双方の同意があればできるんじゃないかというようなことなんですけども、そもそもの同意がやっぱりその4月1日の契約時じゃないと同意ができないと思うんですよね、新しい契約の時にしか。もう既に契約がない時間が過ぎてきているわけですよね。だからできることであるならば、今ゼロ債務負担行為とかという手続きもあるようですので、これは3月中に契約まで、予算がない中で契約までしなければならぬということが示してあって、その施行については4月1日からというようなことなんで。こういうものを活用できれば、それこそ年度末の忙しい時期でも準備を早い時期にしながら3月中に契約書だけ作って、契約日は3月何日になりますよね、恐らく。履行は4月1日からですよ

いうことにしておけば完全に0時からもそこも範囲に入ってくるわけですよ、工期の中にですね。だからできたらそういう、せっかく去年私も前準備をするためにこういうことができるのかなと、去年の提案された時にいろいろ調べていろいろ説明を受けまして納得をさせていただいて、そうであるならばということで、今回こういうふうな提案をさせていただいたところでございます。ぜひよくよく考えられてどうですかね、もしできるのであれば取り組んでいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

その双方の合意というのが4月1日以前からの合意ということで、そこで合意をまずいただくということで、そこは大丈夫なのかなと考えております。確かに議員ご指摘のとおり、全国的にもそういったところ各市町で取り扱いが違いますので、ご提案いただいたことは今後研究をさせていただいて事務の効率化を図っていきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

分かりました。1点目はこれで終わります。2点目に1つずつちょっとお聞きをしていきます。（1）ですけども、トレーニング室が大き過ぎるということで理由になっているんですが、その大き過ぎると言いますが、体育館を基準に過去2回ほど体育館を参考にされて答弁をされているのかなとずっと思っていたんですよ。今日の答弁でも体育館と同程度のもので想定しているということでは言っていたんですが、体育館があってその器具とかなんとかをある程度想定しながら、町長が今後改めて検討しますということと言われたのかなと私は思っていたものですから、そうであればこの広さが今回その時点では断る理由になっていたわけですよ、そうであるならば。だからあえて今回の断る理由にこの体育館と同等程度のもを設置することが、その理由になるのかなあというふうな感じもしているんですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

町におきまして検討する際に町内の施設が町民体育館の施設しかございませんので、それを基に検討したものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

町民体育館にそういう施設があって、そういうものを他の所にも造れないかというような質問をして、そして今度この複合施設ができるというところで、ここでそういうもの

を検討していただけないかというような質問に対して、改めて検討をしますというようなことをいただいたもんですから、分かっている条件の中で検討をされると言われたということで私の方は理解をしていたもんですから、その体育館と同じ広さのものがこの断る理由になるのかなと今ちょっと感じてはいるんですけども。そこはちょっと後でまとめて聞きますけども、次2点目ですけども、先ほど健診とか軽スポーツとか、そういうものにいろいろ使うから複合的な施設じゃないと駄目なんだということで判断をされたということなんですけども、当然健診にしても毎日するわけじゃないですよ。老人の軽スポーツについても毎日するもんじゃないですよ。当然そういう毎日するもんじゃないものを幾つか集めて、複合的な利用をされるわけですよ。だから複合的な利用が必要なんだということをおっしゃっているんだと思うんですけども、この体育館のトレーニング室については毎日来ますよ、利用者が。体育館自体が開いていれば毎日、他の体育館の事情で使えない場合は休みなんですけども、毎日来るわけですよ。複合する理由はないんだろうけども、思ってこういう質問をしておるんですけども、言っている意味は分かりますか。月に1回とか、週に1回とかしか使わない部屋はそれは複合して皆さん今日は何に使おうかとか言ってそれは決めていいじゃないですか、複合して使ってくださいね。トレーニング室についてはもう毎日利用者が来ますから、その複合的な活用はもう考えなくていいんじゃないかなという趣旨の質問なんですけども、だから使えないから今回やめますというような理由になっているものから、そこはどう考えられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今回複合施設として約3,000平米の中でいろんな図書館機能であるとか、健康センター機能であるとか、あと交流機能というところの整備をするように計画をしているところです。その中で多目的部屋ということで整備をしようとしている所が今議員がおっしゃったように健診等の保健事業で使う時間もあれば使わない時間もあるので、その使わない時間を皆さんに一般開放しようということで計画をしているところです。今言われたように毎日来るような部屋となりますと、どうしても多目的室ではなくて専用室というところで固定をした部屋になってしまうと、そうなった場合に今図書館の整備計画書がございますけれども、その中で備えるべき部屋というのを全部を配置した場合に、どうしてもその3,000平米の中にトレーニングスペースっていうのが、ちょっとスペース的に入ってこないっていうところで今回は断念をしているという経過がございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

だからトレーニング室については別に複合的な利用をしないというところで専用室1室造ったらどうかという提案ですから元々が。だから80平米ぐらいですかね、体育館の



広さといえば。それが今のところは広過ぎてできない。それで複合的な利用ができないとかという理由になっているものですから。そしたらもうただただできなかったということですよね。例えば3,000平米の中に、これがかちがちで上書きしないという考え方ですよね。だから私が言っているのは3,080平米にすればできなかったのかというのを聞いているわけですよ。そしたら複合的でできないとか、80平米が広過ぎてできないとかいう理由なんですよ。それはそれでちょっといったん聞いておきますけども。次の三つ目の購入費とメンテナンス費用、これも以前から1,000万円で、メンテナンス費用は初めて今回年間18万円ぐらいかかるということで。これも断る理由になっているんですよ、検討した結果ですから。以前の実績として令和元年ぐらいまでは2万2,000人ぐらい利用者がおられたということで、以前の一般質問でも2万2,000人から3,000人の利用者がいたということで答弁を頂いていたんですけども、その後2年度、3年度は7,000人程度ということになっているようでございますけども。2万2,000人から3,000人いたということは、200万円強ぐらいの使用料が入ってきていたわけですよ、ずっと。器具の設置費なんていうのは5年もすれば取り返すような話じゃないですか。だからかかる費用を断る理由に持っていつているんですけども、ここは検討されているのか。入ってくる使用料というのは。そこまで検討して恐らく1,000万円かかっても5年ぐらいで回収ができれば何ら他のこの器具の設置費がかからないような事業となんら変わらないように考えていいんじゃないのかなと私はちょっと思っているんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

決してはなからトレーニングルームを設置しない、断るための理由を一生懸命言っているのでは決してなくて、言われた要望をちゃんと検討をさせていただいた上で、どうしても建物の中にトレーニングルーム、町民体育館では同程度が80平米ですけれども、こちらに例えば更衣室であるとか、シャワールームですとか、そういった所も恐らく住民が利用されるとなると今町民体育館にもございますけれども、そういったところまで検討をしまして、そこまでいくと約150平米ぐらい必要じゃないかなというところで検討をさせていただいております。その中でこの複合施設の中に本来である図書館、健康センター、それからつどの部屋、そういったものを入れ込むってなったときに優先順位というのがやっぱりどうしても出てきまして、まずは必要とされるものを入れていこうと、その中にちょっとどうしてもスペース的に専用のスポーツ施設、今回はスポーツ施設というのは元々入っていなかったわけですが、そこをちょっとどうしても入れ込むということが難しいという結論に至っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

今シャワールームとか更衣室って、こういったものを入れれば150平米ぐらいなるんだというようなことで言われたんですけども、必要なんですかね。だからこういうのを入れて金額が上がるというような判断なんでしょう、恐らくですね。私も一時期コロナの前に通っていたことがあるんですが、シャワーを浴びて帰っている人とかあまりちょっと見かけたことがないもので、それで更衣室に至ってはどこにあるのかも分からないぐらいの体育館、私の方がちょっと知識的になかったというだけかもしれませんけどもですね。単純に私はもう体育館程度の部屋を1個造って器具を据えればというような感覚でおったもんですから。今ちょっと話が出たんですが、運動をして更衣室を使ってシャワーを浴びている方たちの実態というのは分かりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

シャワーとロッカーの話になりますけど、まずシャワー自体が水のシャワーとお湯が出るシャワーとあります。お湯のシャワーですね。これが年間で52件使っております。水のシャワーが料金がかからないもので、その数というのがちょっと把握はできておりません。ロッカーを通してロッカーに置いてトレーニング室に行くので、そこで人間が動いているというのを把握しておりますが、ロッカーに何人置いて水のシャワーを何人浴びているっていうのは、数的には把握はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

52件というのは、恐らく体育館の他のスポーツとかで来た人も含まれているんだということですよ。そのトレーニング室だけを利用した方というのは、もちろん数は分からないでしょう。それにしても年間で52人ですから、トレーニング室の利用者が2万2,000人ぐらいいた中で、恐らくその当時は水しかなかったんじゃないですか。確かそうですね。だからゼロだったわけですよ。だからそれでも運動をしてシャワーがないとか、更衣室がないとかといって何ひとつ文句も出ていないわけでしょう、住民から、利用者から。新しく造りましょうと言ったときにこれを造らないといけない、あれも造らないといけないというようなところで、事業費だけを上げ込んでお金がかかりますからできませんよというような理由は、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないのかなという気がしております。それと先ほどの年間200万円ぐらい入ってくるんじゃないかというふうな提案なんですけど、同じようにこのミックンポイント事業というのがウォーキングに対して、これが以前、前担当課長にお聞きしたところ、年間1,000万円程度の予算がかかっているというんですよ。これも健康事業ですよ。こういうものとやっぱり比較すればそんなにこのトレーニング室の整備がお金がかかるものなのかなと思って。こ

これは年間1,000万円だから10年すれば1億円ぐらいかかる事業なわけですよ。皆さん健康になるから良い事業だとは思うんですよ。ところが体育館はそんなに粗末にされないといけないかなど。私は相当良い事業だと思っているんですよ。はたから見ても良い事業で、評価的にも個人的には良い評価だと思っているんですよ。町のこの体育館のこの事業についての評価というのはどういうものなんですか。例えば事務事業評価とかしますよね、いろんなやっている事業について。ちょっと趣旨が違うのかもしれませんが、こんなに多くの町民が押し寄せて健康に頑張ろうというような形で取り組むというような施設を準備して、そして、さほど評価が高くないのかなど思ったりもするんですけども、どういった評価でおられるのか。この体育館のこれも一つの事業ですから、何らかの評価はされていると思うんですよ。答えられないなら結構ですけど、どういう評価、位置付けになっているのか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今手元に明確な答えというのは持っておりませんが、どうしても町民体育館となると予約自体も競合する場合がありますし、もちろんトレーニング室は議員ご指摘のとおり元が2万人程度が今約1万人、利用者もどんどん増えてきている状況であります。そのためやはり評価と申しますか、利用率が高いということは結果的にある程度一定の評価は得ているものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

先ほどのこの4点目の質問で、予約とかで人数制限をしているんだということで回答を頂いたんですけども、一方で多く来る人の混雑を緩和するために他の所に同じような機能を持たせたものを整備できないかという提案があって、それは混雑を緩和するために別の所に同じものを造ればこの利用者が分かれて緩和ができるんじゃないかという考え方なんですけども、町の今の対応が、人数制限をかけて取りあえず使う人を減らして混雑を緩和しようという考え方なんです。当然このコロナがあったので当面こういう取り組みというのも今のところは正しいのかなと思うんですけども、これはもうずっとこういう対応でいくということですかね。他に整備しない限りはずっと制限をかけて人数をとにかく減らしながら、やりたい人がいくらいても減らしながら対応していくんだと、長期的にはそういう考えでいくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

町長答弁でもありましたとおり、基本的には今の状態を、予約制というのを残していき

たいと思っております。確かに午前中は混雑しております。ただ、この予約のこま数というか、人数が最大今計算上2万500人使える状況で、枠はあります。ただどうしても一時的な朝の時間帯とか、昼の一時的な時間帯ですね。この時に多くの人 coming いるということが今分かっておりますので、今からは、逆に空いている時が多々あります。夕方以降とか、お昼の直前とか、こういった部分になるべく動いてもらえるような形で平準化して利用を促したいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

2万人ぐらい使っていたところを今7,000人ぐらいに制限をかけて抑えているような状況だと思うんですけど、私もこの間ちょっと話を聞きに行ってきたんですよ。そうしたら1時間に8人の予約を取って8回、だから最大来ても64人しか来れないんだというようなことはおっしゃっておられたんですよ。8人といえはらい少ないですよ、やっぱりあの混雑していた時の状況を見た人ならばですね。そうすると予約を申し込んで断られる方というのはどれぐらいおられるんですか。例えば1日通してでございますけども、かなりの方が予約から外れるんじゃないかなと私ちょっとこう思うんですけども、町の施設を利用するのに一人一人が予約から外れたから利用できないというののもどかなとは思いますが、どれぐらいの方が予約から外れるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

1日の時間帯で予約が多いところは当然利用できないという形になります。私どもが考えるには1日の前半、1日に8こまありまして、前半を4こまとしますと、4こまに集中している状態でございます。利用できない方、時間の都合もあるかと思えますけども、利用が少ない後半の方に予約をしていただければまだ十分空きがございますので、そちらの方を利用していただければ私どもとしても有効な活用ができるんじゃないかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

今私もこうやって後半の方を利用をしてもらえば十分活用ができるんじゃないかと言われても、そういったこの周知というのは何かでやられているのでしょうか。私この間聞きに行った時、1時間8人で大体1日40人ぐらいの方が利用をされているんだとお聞きしたんですよ。1日の申込者がどれぐらいおられるのかなというのも分かりませんか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

1日の申込者という形ではなくて利用率としては64%が今現在使われております。午前の最初なんか96%という形ですごく込み合っております。ただし100%にはなっていない状況でありますので、空きスペースは実際あっております。そういった部分を活用していただければと思いますし、確かに議員おっしゃられますとおり、一定曜日の一定の時間については確かに予約をお断りしてる場合が現状あっておりますので、そういった方々のために後半が空いているというのをもっと広報的なものを使いまして、やっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

総合計画の中にも長与町健康のまち宣言というのが載せてありまして、この中に「適度な運動・スポーツを通じて健康的なからだをつくります」というのがあるんですよ。これはつくりますですから、町民にそういうことで取り組んでくださいと言われているのかどうかちょっと趣旨が私もどう読めばいいのか分からないんですけども、こういうものがある中でやっぱり私は先ほどから言いますように、町民がこうやりたいというような機会を奪っていくんじゃないかなと思うんですよ。ここはやらないということで決めたということですので、あんまり言えないのは分かるんですが、先ほどこの6点目でふれあいセンターの後の利用についてちょっとお聞きをしましたら、今後検討していくというようなことで。私はてっきり壊すのかなと思ってこの健康センターでも何でもこっちに持ってきているような状況なのかなというふうな思いがあったんですけど、検討するので建物を残すのであれば元々のこのスポーツトレーニング室の設置については町内どこかにということで提案をしたもので、断られた理由がこのお金がかかるとかじゃなくて、場所がないということだったんですよ。だから一定理解をしながら場所がないから造れないんだという答えを聞いていたからですね。今のを聞けばそのお金がかかるとか、もう利用が多目的に利用できないとか、何かこう理由をもってきて断ろうとしているのかなという感じが、提案した側から見るとそういうふうを感じるんですよ。だから今までの答弁とかも考えてみますと、このもしふれあいセンターを残すようであれば、ぜひここに設置をしていただきたいと思いますと思うんですが、そこはどうなんでしょうか。恐らく健康センターを抜けた分の空き部屋が出ると思うので、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

健康センターの移転後につきまして、健康センターが目標使用年数を2030年と設

定をしております。ですので改修しながら長く使うのか、短期的に利用するのか等方向性などを確認していきながら検討したいと思っています。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

2030年に壊すということですか。2030年は何の年数ですか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

目標使用年数です。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

その目標使用年数というのは、取りあえず30年までは利用しますということですか。あとはまたその時点で壊すか、残すか、検討するということですか。こっちに移転するのはいつになるんですか、健康センターが。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

令和9年、2027年4月開館予定です。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

分かりました。そしたら2番目の質問は終わらせていただきます。

次3番目ですけども、何か外側線についてはもう去年の実績でも7キロ程度引いたということで。たまたま私の住んでいる団地が20年ちょっとなりまして、恐らくできた時に引いたきりで、もうほとんど消えているようなそういう状況でしたので、ぜひちょうど自転車のヘルメットの件があったもんですから、これも自転車も路側帯とかも走っていないようになっているもんですから内側をですね。だからそういうものがしっかり引いてないと、なかなか幅寄せとかなんとかもしにくいのかなと思って、自転車に絡めて質問をさせていただいたところなんですけど、今年もそういった予定はされているんでしょうか。どこかどれぐらいの規模でやられるような予定があれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今年度は今予定をしている所が、確実に場所を決めている所は2カ所ございまして、1

カ所がまなび野の一部と、あと南陽台の方も調査を今しております。今後についても随時いろいろな声を頂きながら、柔軟に対応をしていきたいというふうには考えているところでございます。なので今年度予定のキロ数とかそういったところについては、はっきりお示しできるところはございません。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

分かりました。この線については私の経験からいきますと、ある程度施工規模が大きくなると単価も安くなってくるといようなことで、私はそういう認識をしていたので、どうせなら安い単価で多くしていただければいいと私なりにはそういう感覚でおりますので、ぜひ思い切ってやるときにはどんとやるというような体制でやっていただきたいなと。これは答弁要りません。

2点目の質問ですが、通行が許されている歩道が長与中央線と207号の国道の一部だということで答弁いただいたんですが、県道は通ったら駄目なんですか。例えば道の尾から本川内の方に通っている県道の歩道については通行不可になっているんですか。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先ほど町長の答弁にございました2路線につきまして、警察の方で現在指定をされている路線でございまして、よく見ると平成元年ぐらいに指定をされています。なので、それから時間が幾らか経過をしております、そちらにつきまして今後の可能性として時津警察署にもお尋ねをした中で、今後基準を満たす区間がある場合は、指定区間を増やすことが可能なのかというようにもお尋ねをしております。それにつきましては可能であると、ただその内容を精査する必要があると。なので時津署の方でそういう内部的に精査をしたところで許可を出している区間の延伸とか、新たに再設定とか、そういうのが判断をされるのではないかとこのように期待をしております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

3点目の通行不可の歩道を走行した場合何らかの処罰の対象となるのかということのも私もちょっと書いた後に調べてみたら、原則どおりいけば3カ月以下の懲役または5万以下の罰金ということで書いてあるんですね。ただ一方で先ほどの答弁の中で言われたように、県警の方もさほど厳しくここを通ったから取り締りとかやっていないんだというようにことなんだろうなということでお聞きをしていたんですけども。ただそうは言ってもやっぱり通ったら原則こういう処罰があるんだというのがあれば、なかなか知らないちは通るかもしれないですけど、知ってしまえば通りにくいなという感じもしまし

て。できましたら町の方と警察の方と協議をしていただいて、この道路の歩道については車道を走らせた場合と歩道を走らせた場合とどちらが危なくないかなぐらいの検討をしていただいて、ぜひ危なくない方で、先ほど言われていましたけど、そういう協議をして指定をしていただくようなことはできないのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

自転車の指定につきましては、どういった道路が通行できるかについては警察の方との協議を行わないと決めることできませんので、あくまでも道路交通法にのっとって、警察の中の決まりがありますから、その辺を協議しながら分かりやすいように周知の方を努めていきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

ぜひ協議だけして安全な方で対応していただきたいと思えます。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時37分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、八木亮三議員の①本町特産の農産物のブランド化について、②町内の交通違反問題とその解決のための警察との連携についての質問を同時に許します。

4番、八木亮三議員。

○4番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。大きな1番、本町特産の農産物のブランド化について。毎年度、農業振興費の中に生産性の向上とブランド化の促進の事業名で予算が計上されていますが、額は約320万円で、内容は被覆資材や苗木の購入補助となっており、ブランド化という目的に対して金額、内容ともに不十分のように感じます。本町はかんきつ栽培に適した地形、気候風土に恵まれており、ミカン類の生産、販売を本町の誇るべき代表的産業としてもっと積極的に振興、支援すべきと考え、以下質問いたします。（1）第10次総合計画の基本目標3施策16農業の振興の中に「生産性の向上とブランド化」という項目がありますが、ここに挙げられている主な取り組みのうち、以下のものの現状と進捗、今後の予定を伺います。（イ）地場産業の6次産業化、（ロ）企業参入の促進、（ハ）効果的な生産技術導入による高付加価値製品の生産、（ニ）農業支援センターによ



る総合的支援。(2)本町で収穫されたかんきつ類の果汁100%ジュースが産直所やふるさと納税返礼品として人気ですが、この製品化、搾汁、瓶詰めなどですが、こちらは佐賀県太良町の加工所1カ所で行われており、各農家がそれぞれ個別にその加工所に自ら持ち込み、製品化を依頼しているため、膨大な時間、労力、費用がかかっております。(1)で触れた目標実現の観点からも、町内農家の生産性を上げ、コストを下げ、少しでも収入を増やしブランド化を進めるために、町として同様の搾汁・製造施設を町内に整備、運営する考えはないでしょうか。

大きな2番。町内の交通違反問題とその解消のための警察との連携について。駐車違反や速度違反の車が常態化している地域、地点が町内にあり、幾つかの箇所について、これまで何度か個人的に直接、長与交番や時津警察署交通課に取り締りを要望いたしました。通常的全域的な警邏業務の中で発見した場合には対応するが、個別に重点的な対応を行うつもりはないという旨の回答しかありませんでした。それらの違反は、往来の妨害などで現に住民生活に多大な悪影響を与えており、場合によっては命に関わる事故につながりかねません。町は、このような交通問題への町民や議員からの改善要望などに対し、往々にして「それは警察が決めること」と言いますが、行政には住民の命や生活を守る責務があり、町長はその責任において、住民のために積極的に事態の把握や情報の収集、警察への要望、提案を行っていくのが本来だと考えますので、以下質問いたします。(1)第1浄水場とスーパーの間の道路に、店の利用者と思われる短時間の違法駐車が終日後を絶ちません。近くに幼稚園もあり事故が心配され、また現に往来が妨害されておりますが、町は把握しているでしょうか。また、町として、警察へは取り締まりの強化を、店へは違法駐車に来店客に車を移動させるような対応の徹底を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。(2)長崎市には違法駐車等の防止に関する条例があり、事業者に駐車施設の確保と違法駐車防止施策への協力を責務として課しています。本町も同様の条例を制定し、(1)のケースのような場合に事業者の社会的責任として利用客に違法駐車させない責務を課すべきと考えますが、いかがでしょうか。(3)定林橋信号からの旧道(定林長与駅線)は通学路にもかかわらず、長与中や三根大橋方面へ抜ける車を中心に速度超過で走行する車が終日多く、児童生徒や地域住民にとって危険となっております。取り返しのつかない事故を防ぐため、抑止力としても各小中学校の通学路を中心とした速度取り締まりを警察に要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長(安藤克彦議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、八木議員のご質問にお答えをいたします。1番目1点目(イ)の地場産業の6次産業化についてというお尋ねでございます。平成28年度に農業者の方々へ6次産業化への意向調査を実施しております。その中では、既に取り組んでいるとの回答が9件、

計画中や興味は持っているとの回答が44件でございました。また、意向調査の中で6次産業化に取り組むに当たり一番のハードルは何かとの設問に対しまして、加工施設、売り先の確保、技術が多く回答されました。これまでの6次産業化の取り組みといたしましては、国庫補助金を活用して加工場を建設いたしまして、長与町生活研究グループ連絡会が長与産のミカンや農作物を使ったジャムやみそなどの加工品の製造や、オリーブオイルを搾油し販売する等の取り組みを行ってまいりましたが、平成30年度に民間事業者へ施設を払い下げ、継続した運営が行われているところでございます。町といたしましては、これまで講演会や研修会などのご案内やふるさと納税の返礼品を活用した販路の拡大など、課題解決に向けた取り組みを行っており、意向調査以降に新たに6次産業化へ取り組まれている事業者も出てきておるところでございます。今後につきましては、前回の調査から7年経過をしておりますので、再度意向調査を行い、新たなニーズの掘り起こしを図ってまいりたいと考えております。(ロ)の企業参入の促進ということでお尋ねでございます。農業への企業参入につきましては、現在本町では4社が経営体となっております。面積としましては3万6,179平方メートルとなっております。農地の賃貸借につきましては、農地中間管理機構を活用して所有者などから借り受け、担い手等へ貸し付けを実施しており、9社の借り受け希望の登録がございました。農業における企業の参入につきましては、耕作放棄地の拡大が進む中、新たな担い手として地域農業の活性化につながる可能性もありますので、今後、関係機関とも連携しながら、企業が参入しやすいよう借り受け希望を募る取り組みを進めてまいりたいと考えております。続きまして、(ハ)の効率的な生産技術導入による高付加価値製品の生産についてのお尋ねでございます。この高付加価値製品とは具体的に申し上げますと、JA長崎せいひのブランド「長崎の夢」「味ロマン」に該当するものでございます。生産への取り組みといたしましては、ブランドの基準に適合する高糖度の商品を作るためには、果樹に対する水分量の調節が重要でありまして、生育過程におきまして根元にマルチシートで覆う取り組みを行っているところでございます。町といたしましては、取り組みに必要となりますマルチ被覆資材および植物成長調節剤の購入補助や資材処分費用の補助、および優良品種へ植え替えるための苗木の補助を行っているところでございます。総合計画策定後の令和2年度以降の予算額は毎年約320万円となっております。令和元年度決算から約100万円拡充し支援を行っているところでございます。また、効率的な生産技術の導入につきましては、ドローンによる防除、樹齢に応じたマルチ方式栽培の実証、AIを活用した貯蔵システムの構築とかんきつの出荷時期制御の実施等が県下で行われているところでございます。本町としましては、スマート農業推進事業費補助といたしまして、令和3年度よりドローン資格取得支援も行っているところでございます。高付加価値製品の生産につきましては、資材補助や苗木の補助を継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。(二)の農業支援センターによる総合的支援についてのご質問でございます。農業支援センターにおきましては、農業に関する総合的な相談窓口といたしまして、農業後継者、

Iターン・Uターン者等、本格的に農業を始めたい方、規模拡大、規模縮小や補助事業および資金制度等の相談業務を行っております。相談につきましては随時受け付けておりますが、特に8月と1月に帰省者向けの就農相談会を実施しているところでございます。新規就農の相談といたしましては、令和2年度が6件、令和3年度が6件、令和4年度11件の相談があつておりました、令和2年度は2件、令和3年度は1件、令和4年度は1件の就農に結びついております。今後とも、就農希望者を就農へつなげるため、相談業務を継続して行っていきたいと考えているところでございます。2点目のかんきつ類の搾汁・製造施設の整備、運営についてのご質問でございます。かんきつ類の果汁100%ジュースにつきましては、ふるさと納税返礼品として現在4事業者から出品いただいております。町内の農産物直売所でも販売されているところでございます。議員のご質問にございました佐賀県太良町の加工所へお話をお聞きいたしました。そのとき、長与町からも10近くの事業者から100%ジュース生産の依頼を受けており、搾汁して、瓶詰め、加熱処理まで行い、すぐに販売できる状態で納品しているとのことでした。近隣からの依頼も多く、遠くは鳥取県の事業者からも梨のジュース化の依頼があったこともあったとお話を伺っているところでございます。地場産業の6次産業化の観点としましては、町内に搾汁・製造施設があることは、本町の生産者にとっては利便性が向上することであると考えておりますが、ジュースの製造となりますと清涼飲料水の製造許可が必要となり、また、搾汁・製造施設の運営につきましても、自立した経営が必要となりますので、今後、ジュースにされている生産量、施設の建設費や維持管理費などについて調査し、6次産業として取り組まれる農業者や、加工に興味を持つ事業者のマッチングや、活用できる補助制度等をご案内するなどの取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな2番目でございます。町内の交通違反問題とその解消のための警察との連携についてということのご質問でございます。1点目の第1浄水場横の違法駐車を町は把握しているか。また、警察の取り締まり強化や店側の対策についてお答えいたします。第1浄水場横の違法駐車につきましては以前から把握しておりました、警察へも相談を行ってきたところでございます。また、当該違法駐車は店舗利用に伴う駐車であることから、店舗側への注意喚起を行い、対策について協議を行ってまいりました。今後も、引き続き店舗側と協議を続けるとともに、警察とも取り締まりについて協議を行ってまいります。2点目の、違法駐車等の防止に関する条例を制定する考えはないかというご質問でございます。議員ご指摘のとおり、条例が制定されると、事業者の社会的責務として利用客に違法駐車をさせない責務を課すことができるようになると考えられます。今回のケースにつきましては、現在、店舗側と協議を行うことができおりました、注意喚起を促す表示を工夫するなどの方法により改善の余地があること、さらに、警察との連携によって一定の効果が期待できるものと考えております。また、これまでも同様のケースがありましたが、個別の対策によって違法駐車は解消しており、現時点におきましては条

例を制定することまでは考えておりません。今後、違法駐車が増加し、町民の日常生活や一般交通に著しい支障が生じてきた場合におきましては、条例の制定についても検討する必要があるのではないかと考えております。3点目でございます。各小中学校の通学路を中心とした速度取り締まりについてのご質問でございます。議員ご指摘の定林橋信号からの旧道（定林長与駅線）の場所につきましては、以前から要望をいただいております。本町から信号機の設置につきまして県警へ要望を行った経緯がございます。また、この場所につきましては、現在も交通量が多く、スピードが出ている車が多いことや、今後、団地開発も予定されていることから、取り締まりについて警察に要望を行い、連携して対策を講じるよう検討を行っているところでございます。その他の各小中学校の通学路につきましては、ご要望等をいただきながら、警察と連携の下、個別に対策を検討してまいりたいと考えております。私の方からは以上です。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

では、再質問に入らせていただきます。まず大きな1番ですが、この質問で申し上げたいのは、農業、特に特産であるミカン類の農業を、町として長与町の代表的な産業と明確に位置付けるというか、そして農家や企業に積極的、能動的に協働を働きかけて、場合によっては先ほどのように町主体の設備の整備や補助を行うことで、最終的には雇用の拡大や移住定住促進などにつなげていくべきだということです。これまで1期目4年間も、私はベッドタウンにずっと特化してきた長与町のこれまでの方向性に対して、今人口減少や高齢化、そういった時代のさまざまな変化に合うよう、見直しや新たな取り組みを行うべきじゃないかという観点でいろんなことを提案してきたつもりですが、これもその一つとお考えいただければと思います。まず（1）についてですが、これは、基本計画がもう前期の中盤ですので、こういった進み方をしているのか伺いたくてお尋ねしました。まず、この（イ）ですが、これは先ほどふるさと納税の活用や研修ということを行っているということでしたが、6次産業化の取り組みとしてはちょっと弱いのかなというふうに感じます。というのは、6次産業化というと一般的には今までは1次事業者であった生産者、農業でも漁業でもですが、そういったところが2次産業に当たる加工製造や3次産業の販売、そういったのを自分たちで行うというのが6次産業化かなと思うんですね。先ほどのふるさと納税とかってというのは、その3次産業部分は町が担当しているような感じになると思うので、実際の6次産業化というのを目指すのであれば、生産者が3次産業まで行えるように支援していくことかと思うんですが、そのためには先ほど調査の結果で幾つかハードルがあるというような、その部分を解消すると、そういう本当の6次産業化につながるのかなと。これは、このあと（2）にほとんどつながりますので、そちらで触れたいと思います。（ロ）ですが、先ほど4社が既に法人ですかね、企業として農業を行っているということですが、具体的に企業として農業を本町で行っているところは

どういふことをされているんでしょうか。例えば作っているものが果物なのか、野菜やお米なのか、そういったところはやはり雇用しているのかなと思うんですが、どのぐらい雇用しているのかとか、ちょっと分かればお伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

本町における農業に参入している企業の作物についてですけれども、作物については果樹、オリーブ、観葉植物、野菜の生産をされております。雇用されている人数としましては、4社のうち1社がシルバー人材センターで会員になられるので具体的な雇用人数というのが分からないんですけど、約50人ほどが作業に従事されていると。他の3社につきましては合計で10名ほどの雇用がございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。1個がシルバーで一番多くて、あとの3社で10名ぐらい。確かに長与町の農地とかそういうのを考えると、ものすごい北海道とかと違って広大にやれるわけじゃないのでそのぐらいかなという感じもしますが、それでも、そんなに多くはなくてもやはり企業として営農を行っていただければ、そこに就職することで、自営で農業をやるよりは安定して農業分野で働ける方も出てくる、そういう方が移住定住とかにつながるのかなと。また企業ということで、個人よりは地産品のブランド化や持続化に協力が期待できるのかなと思うんですが、現在は4社ということで、先ほどあと9社農地を借りたいというような、希望を持っているようなところがあるということだったかと思うんですが、まだこれからそういう長与町で農業を法人が展開していく予定などがあるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

あとの9社につきましては、農地中間管理機構について登録をいただいて、借り受けの希望があるということで登録いただいている会社になります。現在のところ、その会社との土地の貸し借りのマッチングについてはまだできておりません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

でも、そういう借りたいという希望をされているということであればこれから少し期待できるかもしれないんですが、それでも、マッチングできていないってことであれば、やっぱり町の方から積極的に何らか働きかけることが必要かなと思います。例えば、南島

原市が今農業に力を入れているようですが、今年3月末にリキュール特区というのに認定されて、小規模の事業者でも果実酒の製造に参入しやすくなったそうで、こういうふうに長与町になかった業種の企業が参入できるような条件整備のようなもの、こういうのはまさにやはり民間ではなくて行政、自治体でしかできないのかなと思うので、どうでしょうか。今は多分そういうお酒を造るような所はないのかなと思うんですが、そういう町外の企業が長与町ならそういうことができそうだっていうふうに参入できそうなように、南島原の例ですがそういう特区、何らかそういった申請ですとか、そういう積極的な取り組みをするべきと思うんですが、何かお考えはありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今議員が申されましたとおりリキュール特区につきましては、そういった酒類の製造許可の特例が適用されるということで、そういったいろいろな町の特産品を、いろんな可能性を発展させる可能性を秘めたものであるというふうに考えております。しかしながら、先ほど町長答弁にもありましたように施設の問題であったりとか、そういったハード的な部分の今後詰めていくところもあろうかと思っておりますので、まずは今現在6次産業化に取り組んでおられる方とかのお話を聞きながら、今後どのように進めていったらいいか、そういった情報交換を今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

最初のご答弁にもあったように参入しやすいように、そういうことも考えられているということですので、ぜひ何らか、なかなか簡単ではないと思うんですが、いろいろ研究していただきたいと思っております。総合計画の16の中には、農地利用集積面積の拡大、担い手育成っていうのも具体的な数値として目標が入っていますので、そういう営農企業関連企業の誘致は、この目標達成に直結するようなことでもあると思っておりますのでお願いしたいと思います。次に（ハ）高付加価値産品、先ほどミカンのブランドが2種あるということでしたが、先ほど通告書の大きな質問でミカンというふうに区切っていますが、一応今回農産物のブランド化ということで伺いたいのはオリーブですね。総合計画にはミカン類とオリーブのブランド化というふうには書いてますので、オリーブのことももしお答えいただければ伺いたいんですが、総合計画に「ミカンやオリーブなどの特産品については、ブランド化や販路拡大を推進するなど戦略的な取り組みを進めます」と断言されていますので、オリーブっていうのは何らかブランド化されているんでしょうか。もしくは、今後ここでいう戦略的取り組みというのは、どういったことを考えているのか伺います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

オリーブにつきましては、農業従事者の高齢化だとか、耕作放棄地対策として補完する作物ということで、新たな特産品として平成18年にオリーブに興味のある有志の方にお集まりいただいて、栽培技術の調査や研究というのが始められております。平成21年に長与町のオリーブ振興協議会というのが設立されて、今現在の状況としましては会員数が15名、栽培面積が約4ヘクタール、植栽本数というのが約1,800本、収穫量が約3,000キログラムとなっております。加工所が今、岡の方にあった所を払い下げて民間で経営していただいているんですけども、そちらが協議会と別組織で、協議会自体のオリーブの収穫量というのが約619キロ、それを油にすると120ミリリットルの油で99本ほどが製造されている状況です。実際まだオリーブの生産量自体が少ないもので、苗木の補助っていうのを町としては行っている状況です。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

オリーブも苗木の補助をされているんですね。分かりました。まだまだ収穫量は少ないようですが、もう実際に長与町がオリーブなど特産品のブランド化、販路拡大を推進するなど戦略的取り組みを進めますと言われてるので、やっぱり言っていることはやっていただきたいなと思います。この販路拡大というものについてなんですが、例えば、これミカンでもオリーブでもですが、町外や県外に直接販売に行かされている生産者がいらっしやると思うんですね。そういった方に、何らか町外で販売するときの補助金のようなものっていうのはあるのかどうか。ないのかなと思うんですが、出してはどうかと思うんですね。これは長与町でオリーブが作られているとか、ミカンが特産というのをアピールする場ですので、これもやはり移住定住等にも最終的には目的にも含められるのかなと思うので。もちろん、ただ誰でもいいわけじゃなくてしっかり精査して、例えば長与町が認定した一定の収量や一定の商品がある、そういう生産者、販売者に限ってでも本当に年間に何万円とかでも町外等で販売するとき何らか補助してはどうかと思うんですが、そういう現状でそういう制度があるのか。なければ、こういう考えはどうかっていうのを伺いたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

現状といたしましては、そのような県外で販売する、出店されるとか、そういった方への補助っていうのは制度上はございません。今後も我々もどのような方が取り組みをされているかっていうところも把握しておりませんので、まず現状の把握から努めたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、今長与町でもやっていますけど、各地でいわゆるマルシェというのをやっています、町外の方も長与に来ますし、長与の方も他の町、県と他の地域で売られるということがありますので、そういう小規模の事業者でもそういう応援というかしていいのかなと。ただ私も、基本的に補助金というものは最低限というか無駄なく、税金ですから有効に使うべきもので相当慎重に、出すのであればちゃんとした事業者に必要な分だけと考えている方なので、あくまでこれも実効性と費用対効果があると長与町で判断されれば、そして公平性が担保されればということではあるんですが、こういう制度も一考すべきではないかと思っております。そして（二）ですね、農業支援センターっていうのは、これそもそもどこで誰が何人で行っている事業なんでしょうか。農業支援センターとかっていう場所を見たことないんですが、お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

農業支援センターにつきましては規約がございまして、事務所につきましては長与町嬉里郷659番地に置くと。組織につきましては、統括、統括補佐、センター長、事務局長、および事務職員をもって組織するとございます。統括は建設産業部長、統括補佐は産業振興課長、事務職員については産業振興課職員をもって充てるというふうに分けられております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

ということは産業振興課ということですよ。産業振興課の中の一部の職員、なるほど。先ほどのご答弁でこの相談等の窓口になっていらっしゃるということで、過去数年間で年間新規就農が1件から2件ぐらいですかね、あるということでしたが、「とうけいながよ」を見ますと、農家世帯数っていうのが令和2年で409件となっていて、20年前の数字を見ると537件、なので20年で130件ぐらい減っているんですよ。これだけ減っている中で年間1件、2件の新規就農っていうのは、申し訳ないんですがほとんど効果がないというか、もっと実効性のある何か支援というのをすべきじゃないのかなと、今、数字で感じたんですが、新規就農の方ではなくて、ご答弁にもあった他の制度の相談業務、そういうのは頻繁に行われているんでしょうか。つまり、新規就農は1件、2件だと思って、いわゆるもう農業を辞めてしまう、離農する方を防ぐという変ですけど、できるだけ続けていただくようにする方がある意味効果的なのかなと思うんですが。例えばそういう相談業務、定期的に年に1回とか町内の農家に呼びかけて、何らか補助制度の説明会



というかそういうものを実施しているのか、それとも農家が個別に相談に来たときに対応するということなのか、その辺りをどういう形でやっているのかをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

新規の相談につきましては、お盆と正月に年に2回、広報でお知らせして来ていただく会を特別に2回設けて、他は随時に受け付けしております。支援センターのその他の業務につきましても、有害鳥獣の対策であったりとか、その他業務についても随時窓口で対応させていただいております。農地の貸し借り等につきましては、毎年6月に農業委員会から各農家に送る文書の中に同封させていただいて、貸し借りについての意向を調べさせていただいている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうするとやはり個別に相談があったら対応するような感じなのかなと思うんですが、この件に限らないんですけども、役所っていうのは、制度があって知っていてそれを使いたいと言ってくる人には当然窓口では対応するけれども、そもそもその制度、こういうのがありますよっていうのを知らせる方はあんまりしないとよく言われますんで、そうではなくてぜひ、農家がこういう制度があったらいいんじゃないか、使えるんじゃないかっていうのを、こっちから町内の農家等にお知らせしたりそういうこともやっていただきたいなど、できれば思います。例えば、これも新聞で見ましたが、佐賀市では稼げる農業というのを目指して、2028年までに農業生産額を1.4倍にするという目標を立てて、トレーニングファームというのを主体的に市が運営している。あと、南島原市も昨年3月、生産者や農業高校などと共同で南島原果樹フロンティア協議会というのを立ち上げ、ミカンの農業研修やプロモーションに主体的に取り組んでいる。ですので、自治体が主体的にこういった推進活動を行うことは、農家にとっても町は本気で我々農家を振興しようと盛り上げてくれようとしているんだというモチベーション等にもなると思いますので、そういう先進自治体の例、ぜひ研究していただきたいと思っております。次に（2）搾汁工場なんですけど、これまず私実際に、長与のミカン農家さんについてこの多良の加工所まで行ってきました、車で。まず、すごく遠いですね。ジュースを受け取りに行くということで、農家さんの運転する軽トラックの後を自分の車について行ってきたんですけど、往復で130キロぐらいあります。これ、受け取りの時について行ったんですけど、行ってすぐ搾れるわけじゃない、かなり大量に持って行かれるんで、1回果実を持って行って預けて帰ってくる。で、何週間後か後日受け取って今度は瓶のジュースの詰まったものを持ってくる。特にこれ、帰りのガラス瓶を大量に積んで帰ってくるというのは、すごい神経を使うと思うんですね。私はただ単に後ろをついて行っただけなんですけど、1往復で普通に

普通車について行くだけでも疲れたので相当気疲れもする作業かなと。そこまでしても、加工所に頼んでますので加工賃そういったコストが、もちろん輸送費もですよ、燃料代、高く、実際にそれなりの値段で売っても利益はそんなになんないということだったんですね。ですので、町としても、先ほど加工施設や技術が必要、6次産業化には必要ということは把握もされているということでしたので、ぜひ考えていただきたい。先ほどご答弁で、前向きなんですかね、ちょっと考えていただけるというような、もちろん許可や経営が大変っていうのは当然あると思うんですが、それを言っているとなかなか進まないと思うので、完全な町営とまでいなくても公設民営とか。先ほど10社ほどが多良の加工所を使用している、依頼しているとおっしゃっていたと思うんですが、そういう方たちに当たって、例えば協同組合のようなものを町が音頭を取って提案して、当然できる補助があれば補助するとか、考えていいんじゃないかなと思うんですね。先ほど多良の加工所も近隣の他の自治体も利用されている。ということは多分、多良見とか、どっちかと言うと多良より長与に近いミカン農家もそれを使っているはずなんですよ。そうすると、その辺りの方も長与に加工所ができれば、多良じゃなくて長与のその施設を使おうと。そうすると一定の利益というはあれですが、当然運営にプラスになるということもあるので、改めてすいません、そういう一歩踏み込んで町が音頭を取って、計画検討していいんじゃないかと思いますが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ミカンをジュースにされている農家が、多良に10件近く持って行かれていたということなんですけれども、前回、6次産業の意向調査をさせてもらって経過年数がたつていきますので、その辺りからもう一度見直して、状況把握しながら進めさせていただければと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そうですね、最初の答弁で製造許可とか運営、経営が大変ということでしたが、それはもちろん民間の人ならなおさらだと思うので、町がぜひ協力して考えていただきたいと思います。最後に、この1番の質問全般で農業振興についての一つなんです、総合計画の農業振興の16の目標数値に、農産物直売所販売額を令和元年度の4億2,680万円から7年度には4億4,000万円に上げるという目標があります。そして先ほど、意向調査をされたときにも売り先の確保のような課題があるということだったと思うんですが、この総合計画のページに産地直売所の写真があって、このうち長与カラフルというのは直売所じゃないのかなと思うんですが、じげもん長与、まんてん、農産物直売所すわだというのがありますが、このすわだっていうのがこの写真を見ても、もちろん私も実際

に実地に行っても、ちょっと他の2軒より見劣りするというと失礼なんです、感じるんですね。ただ、あそこはすごく場所も良いと思うんですね。交通量もありますし、町外の方も通勤等で通る場所、駐車場も止められるぐらいの一定のスペースがある。なので、ここは民設民営で地域の農家が運営していると聞いたんですが、せっかくのそういう場所なので、先ほどの農産物直売所販売額を上げるという目標を達成するには一番伸び代があると考えます。私ここを運営している農業者の皆さんと話したわけではないので、これはあくまで勝手な私の考えなんです、他の2つは岡郷、斉藤郷と近い所です、町としてもっとこのすわだを平木場や三根、本川内の農家のためにももうちょっときれいに整備してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。例えば、今高齢化が進みニュータウンの辺りの住民の方とかも、じげもん長与やまんてんまで行かなくても近くでそういう野菜、産直品が買えると助かるんじゃないかと。総合計画の目標数値達成のためにもポテンシャルがあると思うんですが、そういうちょっと町がてこ入れというところ、あれですが、考えるおつもりはございますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

先ほど議員が申されますとおり、すわだについても高いポテンシャルを秘めている直売所であるというふうに思っております。またこのすわだにつきましては、施設や販売の経費といったものも、極力抑えた形で運営されているのかなというふうに想像するところなんですけれども、確かにまんてんであったりじげもんについては、補助制度を活用しましていろいろ空調機とかといった整備をやっておりますけれども、まずは、すわだの関係者の方にちょっとお話を聞きまして、今後どういった進め方をするものか関係者と話をしながら、どのようにするか進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

先ほども申し上げましたとおり、すわだについて私そこを運営されている農家と話したわけではないので、逆に余計なこと言ってしまうと言われてそれまでなので、ぜひ町の方からまずは意向調査していただいて、もしそういうおつもりとかおありのようであればぜひ協力していただきたいというふうに考えております。これで大きな1番は終わります。

この次の2番ですが、先ほど、まず（1）で把握しているということですが、私も直接このスーパーの店長と話したところ、時津警察署に相談しているとか、駐車禁止の看板を水道局側のフェンスに付けられないか、長与町水道局に相談しているところですよという回答をいただいたんですが、それ2月の話なんです、少なくとも毎日のように私見ますけど改善の傾向は見られない。どうなんですかね、先ほどこのあとの条例の（2）

のところで、一定改善の余地がある、効果が期待できるということだったと思うんですが、そうなんですかね。あそこの違法駐車は長年あまり状況変わらないんですが、これからじゃあ少し変わりそうということでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今、議員がおっしゃったようにスーパーの方とも協議を行っております、まだ協議の途中段階という状況です。まずは、原因がスーパーによることが多いのかなと思っておりますので、まずはそこから検討をしている状況です。また、他にも対策としては考えられることがありますので、その辺も含めまして、今後さらに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

今のはスーパーの利用客による違法駐車の話でしたが、この町内の駐車違反ということでもう1件、私が直接ご相談を受けた、車いすユーザーの方からなんですが、八反田公園前の道路、バス停のある側じゃない方でケーキ屋とかある通りの方のようなんですが、その公園に寄せてタクシーが休憩などで結構長時間停まっていることがあって、それをよけて通らないといけない。そうすると、車をよけるとかなり車道の真ん中の方ぐらいまで車いすで行かざるを得ない。ということで非常に危険を感じるとおっしゃっていました。こういう状況があることは、何らか町は把握されているのか。あと、もし実際にこの声に対してタクシー事業者にも、もちろんタクシー事業者だけでなく普通の一般車も停まっているかもしれないんですが、少なくとも事業者にそういう所で長時間停車、休憩しないように周知を求めるなどすべきじゃないかと思うんですが、町としていかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

八反田公園の件に関しましては、話として伺ったことはありますけれども、直接お伺いしたわけではございません。対策としましては、町に報告がありましたら警察の方にも通報いたしまして、事業者の方にも注意できると思っておりますので、当然そういったケースがあれば、町もしくは警察にご相談いただきまして、対策を確実にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

そういう話があれば注意を行っていただけるということですね。分かりました。ただその場合も、先ほども（２）の当初答弁で、もし改善が見られなければ条例も検討せざるを得ないというか、するかもしれないっていう話があったので、そういうお答えをいただいているのであれば結構なんですけど、やはり我々は警察ではないので、もちろん警察に相談するのはしていただきたいんですが、事業者に注意するっていうのは何らか根拠がないと難しいんじゃないかと思うんですね。特に、タクシーの件は逆に事業者に注意しやすいのかなと思うんですが、スーパーの店の利用客が違法駐車しているのを、店に注意するというのは、極端に言うとも、このスーパーがそうということじゃないんですが、そういうケースの場合、「いやそれは停めた人が悪いんであって、うちは何ともできません」と言われたらそれまでじゃないかなと思うんですね。ただ、それがもし条例があつて、「いやそういう利用客の違法駐車にも本町では事業者には責任があるんですよ」という根拠を持っていれば、注意しやすいというか注意ができると思うんですね。なので、そういう根拠にするために、条例を先ほど提案したわけですが、別になくても注意できるんですかね。どうなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

条例がなくても、マナーを守るように訴えることができますので、当然店の方にもお願いするベースであれば、お話しできると考えておりますので、どうしても条例が必要というふうには考えておりません。先ほど、町長答弁で申し上げましたとおり、条例があれば確かにそういったこともあるかもしれませんが、まずは個別の事案に対してマナーを守るように訴えかけていくといった方法で、今後とも進めてまいりたいと考えておりますし、もし、それでどうしてもできないという状況が生まれた場合には、条例の制定についても考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○４番（八木亮三議員）

分かりました。そうですね、長崎市の違法駐車条例について、長崎市に制定の理由というか経緯を聞いたら、やはり違法駐車が非常に増加したことでということなんで、当たり前なんですけど、元々あったわけじゃなくて平成５年になって作られたものなんでしょう、そういう状況によってぜひ検討をこの先していただければと思います。最後に（３）のスピード違反の件、先ほど警察ですかね、ご相談して対策を講じるというようなご答弁だったと思うんですが、具体的に対策というとなんになるんでしょうか。私は、スピード違反の対策というともう取り締まりしかないように思うんですが、何かお答えいただけるものがあれば伺いたいんですが。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

対策につきましては警察と協議の上、検討していくことになりますけれども、今おっしゃられたとおり、スピード違反の取り締まりだったりとかですね、例えば警察車両が見守りするとか、どういったことをするかっていうのは今お答えできませんけれども、例えばその看板を設置するとか、いろんな方法ございますので、その辺を総合的に考えながら、一番効果があると思われるものを選択していきたいというふうに考えております。また、ここは通学路になっておりますので、安全の確保は保たなければいけないと思っておりますので、対策の方は必ず実施していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○4番（八木亮三議員）

分かりました。スピード取り締まりはいつどこでやるとは言えないですし、難しい部分もあると思うんですが、事故っていうのは起こってからでは遅いので、通学路に限らないんですけれども、そういう要所要所、町民からの通報ですとかそういったものも含めて、ぜひ情報把握とかその対応を、臨機応変なものをぜひ常に行っていただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時04分～14時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、岡田義晴議員の①不登校児童・生徒の増加について、②認知症の予防、軽減についての質問を同時に許します。

3番、岡田義晴議員。

○3番（岡田義晴議員）

一般質問に先立ちまして先の長与町議会議員選挙において初当選させていただきました。これからしっかり頑張っていこうと思えます。初の一般質問でございます。

まず質問1、不登校児童・生徒の増加についてでございます。文部科学省が発表した問題行動・不登校調査によると、全国の小中学校で2021年度に学校を30日以上欠席した不登校の児童生徒は、前年度から4万8,813人、24.9%増の24万4,940人、過去最高を記録しております。不登校の増加は9年連続、10年前と比較し、小学生は3.6倍、中学生は1.7倍の増加です。不登校の内訳、は小学校が8万1,498人、前年度比28.6%の増、中学校が16万3,442人、同じく23.1%の増です。いずれも増加率は過去最高、特に中学生が急増。20人に1人が不登校であった。この結果を受けて

幾つか質問いたします。(1)本町の現在の不登校(30日以上)の欠席)の児童生徒の人数およびその実態を伺います。(2)学校教育法第144条の1に同法第17条1と2の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は10万円以下の罰金に処すとあるが、本町で実行されたケースはあったか伺います。(3)問題行動にはいじめも含むが、明らかにいじめによる不登校があった場合、その児童生徒を保護する規定が学校教育法の何条の何項にあるか伺います。(4)今後本町として、不登校の児童生徒および家族にどのような対策ができるか伺います。

二つ目の質問、認知症の予防、軽減について。厚生労働省の2012年の調べでは、日本全国の認知症患者数は約462万人、それが2025年には700万人になるとの予測。まさに団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、日本は超高齢社会に入る。それは高齢者の4人に1人が認知症という社会である。政府も2015年1月、認知症の対策強化に向け、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を策定し取り組んでいます。そのような中、私は国際アルツハイマー病会議(AAIC)のランセット国際委員会を注目しております。この委員会では2017年7月に認知症の危険因子を、高血圧、肥満、糖尿病とともに、難聴を挙げています。さらに2020年には予防可能な40%の12の要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であると指摘しています。一方、国立長寿医療センターによると難聴の人が補聴器を適切に用いると認知症の発症リスクが軽減するという海外からの報告を紹介している。まさに一筋の光明、難聴の人に朗報ではないかと喜んでいる。このようなことから認知症の予防、軽減という観点から町として難聴の人に何らかの支援ができないか伺いたい。以上です。ご答弁方よろしく願いをいたします。

○議長(安藤克彦議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは早速、岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から2番目のご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。2番目のご質問は、認知症の予防、軽減についてでございます。厚生労働省が策定をいたしました認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランの中では、認知症の危険因子の一つとして難聴が挙げられておるところでございます。難聴があると会話がうまくつながらないことなどから、周りとのコミュニケーションを図る機会が減少することなどが影響として考えられているようでございます。町といたしましても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくための環境づくりは、大変重要なことだと考えております。今後国の施策等の動向や他市町村の取り組みなど情報収集をさせていただき、対象者数の把握や将来的な予測と中長期的な財源の確保などさまざまな側面から今後とも研究を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

岡田議員のご質問にお答えいたします。はじめに1番目1点目のご質問、不登校児童生徒の増加についての本町における不登校児童生徒の実態につきましてお答えいたします。令和4年度の本町の不登校児童生徒数は65人となっております。その内訳は、小学校が25人で前年度から11人の増加、中学校が40人で前年度から5人減少しております。また、不登校児童生徒数の割合は小学校が全体の約1.1%、中学校が約3.6%となっており、小中学校ともに前年度の全国平均より低いものの、直近5年間の推移を見ますと小中学校ともに増加傾向にあります。不登校の要因は多岐にわたりますが、学校の分析による主な要因といたしましては、小中学校ともに本人の無気力、不安が最も多く、次いで中学校では学業不振、小学校では親子関係などが挙げられており、毎日の学校生活や家庭生活に対する児童生徒の強い不安感が不登校に大きく影響していると考えております。次に2点目、就学義務の不履行に対する罰則についてのご質問にお答えいたします。岡田議員のお示しのとおり、学校教育法第144条第1項には、同法第17条第1項と第2項にある、保護者による就学義務の不履行に対する罰則が規定されておりますが、本町におきまして、これまでにこの罰則が実行されたケースはございません。次に3点目、いじめによる不登校に対する規定についてのご質問にお答えいたします。学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命および心身の安全を確保することは、学校および教育委員会に課せられた基本的な責務です。いじめによる不登校があった場合、その被害児童生徒を保護する規定として、学校教育法では第35条および第49条があります。同条では、市町村の教育委員会は、他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為を繰り返し行うなど、性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができると規定されており、被害児童生徒を一定期間保護することができます。また、いじめによる不登校につきましては、いじめ防止対策推進法において重大事態と位置付けられ、被害児童生徒を保護する支援や措置、加害児童生徒に対する指導、それらの未然防止策等がさらに詳しく規定されており、学校および教育委員会では、同法に即して適時適切な対応を取るようしております。最後に4点目、今後の対策についてのご質問にお答えいたします。現在各学校では、不登校児童生徒に対して、チーム学校として学級担任だけではなく、養護教諭や管理職員、相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等がそれぞれの専門性を生かし、家庭と連携しながら丁寧に個別の支援や働きかけを行っております。また、本町では、不登校児童生徒の居場所づくりのために、適応指導教室いぶきを設置しております。適応指導教室では、不登校児童生徒一人一人の自己肯定感や心のエネルギーの向上を目指し、通所による個別相談に加え小集団での学びの場や、ゲームや会話等を通じた他者との交流の場を設けております。さらに国および県の通知、不



登校児童生徒への支援の在り方についてに基づいて、不登校児童生徒が、学校外の公的機関や民間施設等において相談、指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取り扱いについて、本町のガイドラインを策定し現在運用しております。令和4年度は、放課後等デイサービスやフリースクールでの相談、指導を受けた4名の児童生徒につきまして、いずれも出席扱いとし、学業の遅れた進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクを被ることがないようにしております。今後も学校や教育委員会が関係機関との連携を図りながら、不登校や不登校傾向にある児童生徒を見守りつつ、段階的な復帰も含めて社会的自立につながるよう支援や働きかけを丁寧かつ粘り強く行ってまいります。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

ありがとうございました。それでは少し質問をさせていただきたいと思います。本町で不登校30日以上の子供生徒割合をお示しいただいて1.1%、3.6%と、非常に数字で言ったら少ないわけですが、少ないから良いというふうな認識はございません。それでお聞きしたいわけですが、この長与町において問題行動・不登校調査が始まった年から昨年あたりまで、何か特別な変化とかそういうものがあつたら数字とともにお示しいただければありがたいです。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

平成29年からの結果が今手元にありますので、お知らせをしたいと思います。平成29年から長与町全体で不登校児童生徒は、平成29年37人、平成30年39人、令和元年49人、令和2年42人、令和3年59人、そして令和4年65人となっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

ありがとうございました。教育委員会、校長先生はじめ先生方のご努力で非常に改善傾向があると思います。そこで不登校児童生徒が通学できるようになったケースというのがあつたらお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教育長が先に答弁しましたように、令和4年度の不登校児童生徒数は65人でしたが、各小中学校におきまして、児童生徒一人一人の実態に即した個別対応、保護者と連携した働きかけを行ったことで改善が図られたケースは少なくありません。小学校

では、不登校児童25人中11人に改善傾向が見られております。また中学校では、不登校生徒40人中8人に改善傾向が見られました。しかし、まだまだ全ての改善解消には至っておりませんので、今後もチーム学校で粘り強く指導支援に当たってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

素晴らしい取り組みと思います。特に担任の先生とか、相談室の先生、保健の先生、多分しっかり対応されていると思いますが、よかったら具体的にどんな取り組みで改善したかお示してください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず学級担任を中心に管理職も含めて、朝や放課後の家庭訪問等を行いました。また保健室であるとか、相談室、学級に足が向かないお子さんたちも相談室や保健室であれば行けるというところで、まずはそこを拠点として徐々に学級につながるように働きかけをしております。また中には校門までをまず第1段階、それから校舎の入口までを第2段階のように、スモールステップで目当てを達成させながら自信を持たせて、登校につながるような事例も見られました。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

非常に良い取り組みとっております。昨今フリースクールとか、ホームスクールというふうな取り組みも町内外で見られるんじゃないかなと思いますが、このフリースクール、ホームスクールというのは、学校としてどういう位置付けがあるかをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

フリースクール、放課後等デイサービスの方に不登校児童生徒が通っている事例がございます。学校としましては、これから連携を深めていかないといけない団体の一つと考えております。国の方も学校復帰をゴールとせず、不登校児童生徒が社会的自立につながるように、学力の遅れが凡例とにならないようにしていきたいというような数値を出しておりますので、本町におきましてもその狙いに沿って、子どもたちの社会的自立に即した協力体制を取っていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

ありがとうございます。そのフリースクール、ホームスクールを保護者が生徒のために利用する場合、そのかかる経費というのは保護者負担ですか。お伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在、保護者負担となっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

憲法26条第1項には、全て国民は法律の定めるところにおいて能力に応じるわけですが、教育を受ける権利があると規定されておりますし、憲法第26条の2項には、「すべて国民は、法律の定めるところによって、保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ、そして義務教育は無償である。」というふうにならうたっているわけですね。であれば何かこう、そうですね、その第1項、教育を受ける権利は保障され、第2項では義務教育の無償ということからすると、これからそのフリースクールとかホームスクールについての経費というか教育費は、無償とは言いませんが、そのようにかかる費用についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育の無償につきましては、岡田議員がお示しのとおり日本国憲法第26条第2項において「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定されております。また教育基本法第5条第4項において「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。」と規定されております。義務教育の無償の意味を、国公立義務教育小学校における授業料不徴収としております。加えて、義務教育学校の教科用図書の無償に関する法律、および義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、義務教育段階では、国公立、私立に関わらず教科書を無償とすることが規定されております。つまり我が国の義務教育の無償の範囲は、国公立義務教育小学校の授業料と国公私を通じた教科書ということになります。その他の学用品費や給食費、修学旅行費等は有償というように考えております。しかしながら本町では不登校児童生徒に対しまして、その居場所づくりとして、先に教育長が答弁しましたように適応指導教室いぶきを設置しております。これは無償で利用できるようになっております。またこの適応指導教室いぶきには、教員免許を持つ経験豊かな指導員も配置しております。通級する

児童生徒に対しまして寄り添った指導、支援を行っております。この人件費をはじめとする適応指導教室の運営経費は全て町が負担しております。従って現在、民間の放課後等デイサービスやフリースクールを利用する不登校児童生徒もおりますが、各施設が設定した授業料を含めた指導方針等を、保護者が理解した上で選択して利用されていますので、この利用に対する授業料等の経費を本町が補助することは考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

今現在のところは納得いたしました。そういうふうな不登校児童に対するこのいぶきというのは、非常に画期的な対策ということで理解しまして、できるならば幅広いフリースクール、ホームスクールも、なにがしかの保護者の負担が軽減できるようなことを近い将来に設けていただければなということで、この不登校児童生徒の増加についての質問を終わります。

今度は認知症の予防、軽減についてですが、このことについては令和4年9月議会で河野議員が、高齢者の補聴器購入の補助をということで出されているので、それについて参考として私も追加の質問をしたいわけですが、河野議員がいろいろ調べていらっしゃるようですけども、まず本町の高齢の難聴者というのは、今現在どれほどいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

高齢者65歳以上の難聴者をきちんと把握というのはしておりませんが、日本補聴器工業会の方から難聴率というのが出ておりまして、そちらの方を仮計算させていただいたところ、65歳以上で4月末時点でございますが2,787名ほど、およそ2,700人が難聴と呼ばれる方になるのかなということで検討をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

ありがとうございます。河野議員の質問が昨年9月ですから9カ月ぐらいたっているわけですが、その中で議員のこの補助費用が可能かどうかの質問に、「今後振興実施計画に載せられるのかどうか実現の可能性を含めて検討していきたい。」という答弁がなされているようですが、その後の進捗状況はどうかということでちょっとお聞きしたいです。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

昨年9月にご質問いただきましてから長崎県内では五島市が1市だけこちらの助成金を政策として取り組まれているところをごいまして、五島市と連絡を、長寿介護課になるんですが、そちらの方と連絡を取らせていただいております、補助の実績、後は補助の予算の立て方ですね。先ほど2,787名ほどおりますということでございましたが、この中には軽度難聴の方もいらっしゃる、もう既に補聴器を使われる障害者手帳をお持ちの方ともいらっしゃいます。こういう方を外した上でどのくらいの率で予算を立てていいのだろうかとか、そういうふうな、お電話での質問等にはなるんですけどもさせていただいて、予算を福祉課の方で全体で600万円程度かなというふうな試算まではさせていただいたところがございます。ただこちらを振興実施計画、何年計画でどのくらいのってような具体的な計画案までは上げさせていただいておりませんで、今後そちらに向けても関係所管と話をしながら、この高齢者福祉につきましては、福祉課だけでなく他の所管とも関係するところがございますので、調整を取りながら検討に向けて研究をさせていただければというところがございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

ありがとうございます。予算のこともあるということは重々私もよく分かっております。難しい問題とは理解しておりますが、その予算を作るときの優先順位が、難聴患者というのは確かに耳が聞こえないということで、外と疎遠になって認知症日常が進むということでもありますので、できるだけお願いしたいなということで、予算の優先順位を上げることは今のところどうでしょう、できるかなという質問です。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

予算の優先順位でございます。ここでどれが1番でどれが最後でというような優先順位をはっきり申し上げることはできませんが、ただこの難聴者に対する補助制度といたしまして、ちょっと耳元で大きな声で話しかけないといけない程度、70デシベルというのがございますが、こちらの方の診断書等を取っていただくと、全員がというわけではありませんけど、障害者手帳等の取得が可能になってまいります。こうなりますと、全額補助とかではないんですが、補装具として補助金等が、給付金等が出るところがございますので、ちょっと優先順位としては健康づくりというところでは他の事業もさせていただいているところをごいまして、なかなか1番にというのはこの場では申し上げることができないんですが、いろいろな方面から活用していただいて、補聴器が必要な方にはできるだけ補聴器を使っていただく。補聴器を入れられてもなかなか聞き取りができない

とかっていう方もいらっしゃるということですので、それをどのようにこちらがピックアップ、サンプルを取るかっていうのもございますので、大変難しいところでございまして、その優先順位につきましては、この場ではっきり申し上げることはちょっとできないということで、ご回答させていただければと思っているところです。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

本当に言いにくいところおっしゃっていただいております。最後ですが、新聞報道によると、2022年末に補聴器補助導入というのが市区町村で123市区町村ですね。今さっき言われたように長崎県は五島市のみということですが、この市区町村全体で見たら1,741市区町村ということですので、割合1割も満たないんで、やっぱり7%ということはそれぐらい各自治体も心を悩ませているところじゃないかなと思います。ですから五島市の次にどこの自治体がこの補聴器補助をされるのかなということは注目したいところですが、最後しつこいですが、補聴器購入の補助についての前向きなお考えを最後聞いて終わりたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃいましたとおり123市区町村が実施をされているということで私も存じ上げているところでございます。五島市に照会をさせていただいた後、各20市町にも「どうですか」ということで、お電話で問い合わせをさせていただいたところでございます。他の市町につきましてもやはり財源がというのが大きなところではございます。私も所管といたしましては、高齢者の福祉、認知症予防、後は健康づくりということで、その奥にあるいろいろな町の財政が減りますよというようなところも含めたところで、今後研究をしてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○3番（岡田義晴議員）

ありがとうございました。行政側にだけ「してくれ、してくれ」じゃなくて、我々もいろいろ知恵を出し合って両方で良い方向に向かえばいいなと思います。これで質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時05分まで休憩いたします。

（休憩 14時48分～15時05分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、金子恵議員の①子育てに関する施策について、②安心安全なまちづくりについての質問を同時に許します。

10番、金子恵議員。

#### ○10番（金子恵議員）

それでは本日最後の質問を早速始めさせていただきたいと思います。今回はテーマを2つ設けておりますので、よろしく申し上げます。①子育てに関する施策について。2022年6月に政府はこども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、こども基本法という3つの法律を成立、公布し、2023年4月こども政策のリーダーの役割として、こども家庭庁を設置しました。こども家庭庁は、政府の子ども政策を一元的に推進するため、複数の府省などに分かれている子どもに関する政策の司令塔機能として一本化し、縦割り行政による弊害を解消、是正するために創設され、子どもの最善の利益を第一として子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指しています。子どもの健やかな成長の他、子どものいる家庭における子育ての支援、子どもの権利や利益の擁護に関する事務などを行うなど組織の一元化が図られたのは、歯止めがかからない少子化の進展を食い止めることが我が国の未来を築くうえで、最重要の政策課題に位置付けされたことによるものと認識しています。これまでも、子ども政策を第一の柱として取り組まれ、妊娠から出産、子育てまで、保健師、助産師など専門職がチームとなってサポートすることでさまざまな子育て支援策を打ち出してきました。今回こども家庭庁が設置されたことで、今後の本町の取り組みと検討課題についてお伺いいたします。（1）こども家庭庁の設立によって、どのような影響があったか。（2）こども家庭庁の設立により、保護者や教育委員会との連携が考えられるが課題はあるか。（3）予算や人材配置にどのような変化が生じたか。（4）今後の子育て支援の展望をどう考えているのか。以上4点を中心にお伺いをいたします。

次、②安心安全なまちづくりについて。安心安全なまちづくりとは、住民が平穏で安全な環境で暮らし、心身ともに安心感を持てる都市や地域の形成を目指す取り組みです。このまちづくりは、防犯や災害対策などの物理的な安全性だけでなく、社会的な結束や共生の促進、健康的な環境の提供、住民参画の推進など多岐にわたる要素を含みます。住民の生活や人権を尊重し、個々の安全意識の向上を図ると同時に地域全体の協力と連携が不可欠です。そこで以下の内容についてお伺いいたします。（1）スクールゾーンにおいて児童や生徒の安全を確保するためにどのような取り組みや整備が行われているか。（2）防災士の資格取得によって災害時の対応力やリーダーシップが向上すると言われていますが、町としての取り組みは考えられないか。（3）詐欺は、高齢者や弱者を狙った悪質な犯罪であり経済犯罪の一つである。その被害は、身体的、精神的な面だけではなく、経済的な損失や信頼の喪失にもつながる。このような被害をなくすためには、私たちが一丸となって対策を講じる必要があるが、どのように考えているか。以上3点を中心はこちらの

方も伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員のご質問にお答えをいたします。1番目は、子育てに関する施策について。1点目がこども家庭庁の設立による影響についてどうかというご質問でございます。国におきましては今年度より各省庁の関係部署を一本化して、子どもの視点に立った子育て政策を一元的に企画、立案、総合調整を行う新たな司令塔として、こども家庭庁を創設いたしました。長与町の場合は平成28年より母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世代包括支援センターを設置し、さらに児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応するこども家庭総合支援拠点を平成29年より設置しているところでございます。2つの機関をこども政策課内の母子保健係に集約して情報を共有し連携を図っており、現時点では大きな影響はありません。引き続きこども家庭庁における政策の内容や財源の確保等につきまして、情報収集を進めてまいりたいと考えております。続きまして2点目の保護者や教育委員会との連携に課題があるかというお尋ねでございます。長与町では、虐待や貧困などの問題を抱えたご家庭に支援を行うため、月1回のケース会議、要保護児童対策地域協議会や園、学校訪問等を行い、教育委員会をはじめ児童相談所や警察等の関係機関と各ケースの状況把握、見守りの確認や援助方針等を共有し連携を図っているところでございます。また、妊娠期から子育て期まで、保健師等多職種の専門職が関係機関と連携を図りながら情報の提供等を行い、個別にサポートが必要な場合は支援プランを作成するなど、切れ目のない支援を行っているところでございます。保護者との関係性を構築するには、母子保健や児童福祉双方につきまして十分な知識や経験を必要とするため、研修を受講する機会を増やし、人材の確保と育成に取り組んでいるところでございます。さらに地域の方々にも見守る視点を持ってもらえるよう働きかけを行い、子育てが孤立しないよう社会全体で子育てを支援する体制づくりを構築しているところでございます。続きまして3点目の予算や人材配置にどのような変化が生じたかについてのご質問でございます。予算や人材配置につきましては、妊産婦や子育て世代に対し児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有するこども家庭センターを、令和6年4月よりこども政策課内に設置するよう現在準備を進めているところでございます。現時点では、令和5年3月より開始をいたしました出産・子育て応援事業に係るものが、こども家庭庁設置に伴い国より新たに創設された事業でございます。会計年度任用職員1名の増員と、妊産婦等に対し経済的支援計10万円相当、および伴走型相談支援を充実させるために、令和5年度予算で4,012万円を増額して事業を行っているところでございます。4点目の今後の子育て支援の展望についてのお尋ねでございます。長与町では、第10次総合計画の中で長期的な視点に立った少子化対策を進め、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じ、きめ細やかな対策を総合



的に推進をしているところでございます。子どもを安心して産み育てやすい子育て支援環境の整備に努めるとともに、幼児教育、保育サービス、放課後児童クラブの充実、ワークライフバランスの実現にも努め、仕事と子育ての両立を図るためにさまざまな政策を行っているところでございます。今後こども家庭庁が新たに策定することも大綱を踏まえ、長与町では第3期子ども・子育て支援事業計画の来年度策定に向けて、今年度ニーズ調査を行う予定でございます。長与町で若い世代が結婚し、希望する誰もが子どもを産み育てることができること、社会全体で子ども、子育てを支えていくという意識に変える政策を国、県と連携しながら今後とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして大きな2番目、安心安全なまちづくりについてということで、1点目のスクールゾーンにおける安全対策についてのご質問でございます。スクールゾーンにおける安全対策につきましては、令和3年6月に他県で発生をいたしました交通事故を受け、全国的に通学路の合同点検が実施されまして、本町でも各小学校区で、警察、町、学校などの関係者による合同点検が実施されたところでございます。点検の結果、安全措置が必要な箇所につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて路側帯のカラー舗装や路肩の拡幅、側溝ふたの設置などを実施し、おおむね対策工事が終了しているところでございます。この他にも学校とPTAの通学路点検等も実施されておりますので、点検の結果、危険性が高い箇所につきましては、警察とも協議しながら安全対策に努めてまいります。また、ソフト対策といたしまして、交通指導員やPTA、地域ボランティア等により、児童の登下校時の見守り活動も実施されているところでございます。地域全体での児童の見守り活動は、交通事故の防止のみならず犯罪抑止にもつながりますので、皆さま方のご協力を賜りながら今後とも継続をしてまいりたいと考えております。続きまして2点目の防災士の資格取得についてのお尋ねでございます。防災士は社会のさまざまな場において、減災と社会の防災力向上のための活躍が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有する者としてNPO法人日本防災士機構が認定した方となっております。防災士の資格取得につきましては、長崎県が防災士を増やすための取り組みとして長崎県防災推進員養成講座を実施し、資格取得に対しましては助成が行われているところでございます。町といたしましては、地域の防災力を強化するため防災士の活躍には期待をしており、その資格取得を後押しする施策について検討をする必要があると考えております。また併せて、県が主催している講座の案内を広く周知することで、長与町における防災士の人数を増やすための取り組みを進めてまいりたいと考えております。続きまして3点目でございます。さまざまな詐欺に対する対策をどのように考えているのかというご質問でございます。詐欺の防止に対する対策につきましては、警察と連携の下、一丸となって取り組みを行ってまいりました。詐欺の手口につきましては年々多様化し、詐欺であることを見抜くことも難しいケースもございます。このようなことからさまざまな手段を通して情報発信等により注意喚起を行い、詐欺被害の防止をすることが最も重要

であると考えております。また、被害に遭った可能性があるなど不安を感じた場合には、早期に警察や役場、県の消費生活センターなどへご相談いただくよう周知を行っているところでございます。また、自治会等の団体を通じて消費生活出前講座の実施につきましても積極的な申し込みをお願いしてありまして、こちらにつきましてもさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

それでは再質問をさせていただきます。本来であれば1番から質問すべきなのかもしれないんですけど、今回は2番目の安心安全なまちづくりについてということから、こちらの方から先に質問をさせていただきたいと思います。まず（1）のスクールゾーンの問題ですけれども、ここ数年コロナ禍ということもあって、PTAの保護者、自治会、消防団、そして民生委員などが一堂に危険箇所の点検ということで、見守りを行っていたかと思うんですけれども、それがコロナ禍で十分ではなかったというふうに思っております。以前はこの点検後に要望書としてまとめて提出していたというふうに思っておりますけれども、これ確認なんですけれども、危険箇所を見て回ることで、そしてそれを要望書にまとめて、どちらに提出してどちらの所管が対応をすとか、どういうふうな仕組みになっているのか、ちょっと改めて教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

要望につきましては、秘書広報課の方に提出をしていただいて、こちらの方から各所管の方で調査検討をしていただいて、最終的にはまた秘書広報課の方から回答をお出しするという流れになっております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

先ほどの答弁の中にも2年前の5人の小学生が死傷するという痛ましい事故、これ千葉県八街市で起こった事故ですけれども、このことを触れられておられましたけれども、その当時、国からも通学路の緊急点検の実施要請があったということで長与町でも実施をしたと。本町においてもこの見守りの後の年間の報告件数、年度ごとに完了しているということですので、ある程度やっているということですので、数的な推移というのはあまり変わらないのかもしれないんですけれども、本来であれば減っていくのが本当だろうと思うんですけれども、平均的な数字としてどのくらいの数が上がってきているのでしょうか。分かればおおよそで結構です。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

令和3年度の通学路の合同点検結果についてのお答えをさせていただきたいと思えます。この時の点検結果といたしましては、16カ所が対処が必要ということで上げられておまして、令和3年度に5カ所、令和4年度に10カ所ということで、あと1カ所残ってはいるんですが、おおむね対応はさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今16カ所対応が必要ということで上がってきたということですが、この16カ所というのは町全体、多分5つの学校単位で点検をされるかと思うんですけれども、この全ての中で16カ所が全体の数だったということでしょうか。確認です。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

全ての小学校区で点検をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

分かりました。16カ所ということで、この中に保護者が本当は危険だと思っても、見逃している場所というのもあるかと思えます。それはなぜそういうふうに思うかという、やはり要望を出しても状態が何も変わっていないということは、見守りをした方がそこを危険というふうに感じなかった。でも子どもを通わせている保護者からしたらここは十分危険だというふうに、そこはやっぱり感覚の違いなのかなというのが最近保護者と話をしたことで。その報告の結果、要望に合わせてあと1件残るだけで対応はなされているということで、これはでも3年の分ですから、4年がなされたかどうか分かりませんが、今後またコロナもある程度落ちついてきたので、今年度からまた危険箇所の見守り等をされていかれるのかなと思うんですが、実際毎年であればこういうふうな点検をされていたと。その報告結果、要望の内容に対しては、今お答えしていただいたのは私が先ほど八街市の件で国からということでの点検だと思えるんですけれども、地域から上がってくるものっていうのは別にあたりとか、個別にあたりとかもすると思うんですけど、そちらの対応をするときの、ここは優先順位が高いとか、そうでもないとか、そういうことで対応を決められると思うんですよね。工事を決められると思うんですが、その基準というのはどういうものでしょうか。どういうことで基準を決められているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

明確な基準というのがちょっと手元にないものですから、なかなかお答えしづらいところではあるんですが、対応した内容といたしましては、外側線、白線の引き直しとか、そういう線が消えている所があるところについての引き直しと合わせてそのグリーンベルトの設置。また先ほどの町長答弁にもございましたが、路肩を広げられる所については広げるというふうなことで対応をさせていただいております。そこについて、本来の優先順位っていうのをどうやって決めているのかっていうのにつきましては、ちょっと歯切れ悪いんですけどお答えすることができません。申し訳ございません。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

分かりました。一応でも基準はあるんですよね、優先順位を決めるということは。その人が知り合いだからその人のを先にしてやろうかじゃなくて、きっと基準はあるはずなので、そういう基準の下で対応はなされるということなんだというふうに理解をしておきます。例えば例を取って言わせていただきますと、北小の通学路、舟津橋から北小に向けての通学路ですけども、これは保護者からの相談だったんですけども、ここはその方の相談がなくてももう数年前から、かなり以前から危険性が指摘されていたかと思うんです。これは多分道幅が2.75メートルしかないというのと、反対側が川、反対側が民地でそこにガードレールを付けることもできない。今現在あるのは消えかかった白線と擦れてなくなりそうなグリーンベルトがあるだけで、もうこれはここ何年かでこういうふうになったんだなというほどのものではなく、もうかなり以前からこういう状態だったんじゃないかなというふうな状況でした。それをちょっと見に行かせていただいたんですけども、ここからの要望もきっと保護者にお聞きしますと上がっていたかと思うんですが、ここまで消えかかってグリーンベルトも薄れてしまっているのに対応ができていない、なされていなかったっていう理由が他に何かあるんですか、ちょっと個別で申し訳ないんですけど、お答えいただければ。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

実際現地を見られてもう消えかかっている所が多数あるというようなことについては誠に申し訳なく思っております。今対応をさせていただいている分につきましては、当然その時の点検結果を基に対応させていただいております。今回北小の所、今ご質問にあられた所につきましては、現場を確認して対応できる分については今後計画的にどこかのタイミングで対応をしたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

ここですね、白線が薄くなっているとか、グリーンベルトが薄くなっているとか、それだけで対応ができる、危険性が少しはどうかなるというような通学路ではちょっとないんですよね、見に行っただけですけども。どちらかというところの通学路は抜け道、よく言う通勤とかの抜け道になっていたりとか、早急な対応を求めたいと思うんですけども、さっき言ったように川と民地に挟まれた道路で対応がやっぱり厳しい場所っていうのは見なくてもその風景は浮かぶと思うんですが。最近ゾーン30にプラスしてランプですとか、減速のドットマークの設置、幅寄せ防止のドットマークですとか、いろんな手法があって視覚的に速度を遅らせる、運転をしている人にここは通学路であるということをお知らせするそういう対応の方法というのが幾らでもあるので、これは所管が教育委員会なのか、それとも本当に町なのか、それとも警察と一緒に考えないといけないことなのか、そこはちょっと私には分かりませんがその対応に関してはどうでしょうか。町として進んでこの通学路の対応をどうかしていただきたいというところでの回答が、何かできることがありますか。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今この場でどういった対応ができるっていう具体的なお示しはちょっとできませんけれども、まずは課長が申しましたとおり現地の調査をしましてできることから、白線の引き直しであったりとか、議員がおっしゃいますとおり拡幅が必要ということであれば予算的なものもございますし、まずは現地を見てできることから安全対策について検討をさせてもらえればなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

まずはそうですね、現地を見ていただいたら拡幅もできそうにもない場所ですし、一番最良の方策というのを考えていただければというふうに思います。それと通学路でもう1点、吉無田交差点、青葉台から下りてきた所の線路と平行してある交差点の県のアパートとかがある所の側面ってというのが、崖をコンクリートで覆った壁になっているんですよ。ここが浮き上がってきて、もう今崩れても、どすって落ちてきてもおかしくないぐらい至る所にひびが入って浮き上がっている状態で。実は私、これは気づかなかったんですが、今回選挙絡みなんですけど回っている時にちょっと要望をいただきまして、実際に見に行きました。そしたら確かに子どもたちが通学路として使っているにも関わらず見落としていたなど。取りあえずご相談をさせていただいたんですけども、これが県の所管ということで、でもこの対応に関しては皆さんやっぱり心配されている方もいらっしゃる

るので、多分このYouTubeを見ていただいていると思うので、この対応がどう  
いうふうになったのかというその結果を、今多分経過途中だと思うんですけども、お答  
えできる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員おっしゃるとおり今ご質問の場所につきましては県道の道路敷でございまして、  
そういうひびが入っているとか、そういう状況については県の方にお伝えしております。  
現在どういう状況か申し上げますと、専門の業者を入れたところで現地の調査を始める  
というふうなことで、今からそういった形で調査を始めるというふうに話をいただい  
ております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

分かりました。ありがとうございます。この通学路の安全に関しては、その結果とい  
うのをどのように、結局は学校とか保護者にどのようにフィードバックをするかとい  
うことをお聞きしようと思ったんですけども、先ほどの答弁の中でしっかりとその報告は  
なされているということですので、今後も、一番は子どもの安全なんですけれども、それ  
と保護者の安心という意味でもこれは継続して行っていただければと思います。この通  
学路の問題というのは優先順位とか、次に財源問題とかいうのがこういう課題がある  
と思うんですけども、命に直結する事案であれば早急の対応を今後もお願いしたい  
というふうに思います。

それでは（2）の防災士に関して質問させていただきます。答弁内容が、私が防災士の  
育成を進めていっていただきたいという思いとほぼ一緒でしたので、質問をしようと思  
っていたことに、お答えいただいたんだなというふうには思っております。この防災士に  
なってもらっただけではなくて、地域で活躍をしてもらわないと意味がないということで、  
防災士も多分町内におられると思うんですけども、その数の把握っていうのはできて  
いるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

防災士につきましては、長崎県の防災士会の方に登録している方の人数であれば12  
2人と伺っておりますけれども、防災士を取るための方法というのが多数ございまして、  
県の方の講座を受講した場合、それが恐らく防災士の登録につながっているのかなと思  
いますけれども、民間の方でも防災士取得の講座を行っております。こちらの方の人数に  
ついてはちょっと把握はできかねますので、町としては今把握しているのは先ほど申し

上げた県が把握をしている件数、町が何人かということについては把握をしております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

いくら受講して防災士になってくださいと言っても、その数が把握できなかつたら、いざ何かで防災士に地域で指導をしてもらう、いざ災害のときに来ていただいているいろんな助言をしてもらう、なぜそういうふうに言うかということ、この防災士を育成するということは、この地域の防災能力が向上すると。先ほどもそれらしいことが答弁の中に入っていましたけれども、地域の災害リスクを評価して適切な対策を立案実施する専門家になるというふうになるので、町の方でどうにか防災士を育成して、それをきちんと数として把握して、いざ何かというときに地域で助言をしてもらうっていうふうな良い仕組み、スパイラルを作っていきたいなというふうに思うんですね。そのためにもその数の把握は重要であるというふうに思っております。防災は特別なことではありませんので、今の生活の沿線にあるというふうに思っていた方がいいと思います。「災害の向こう側にはいつもの暮らしがある」、これはある防災士の言葉です。県主催の講座を幅広く周知していくというふうな答弁もございましたけれども、線状降水帯などいつどのような状況で災害が発生するか分かりません。ですから災害時の地域力、地域防災力の強化のためにも早急に検討をしていく必要があるものではないかと思っております。これを誰が受講するのかってなったときに、長与町には自主防災組織がありますけれども、今45組織あるそうですけれども、この会議の中でも各防災組織の会長というわけではなく、その組織の中から誰か代表して防災士を定期的に増やしていくっていうような方向で、ここの組織を中心に受講をしてもらう方法というのが一番良いんじゃないかなというふうに私は思ったんですけれども、見解を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

防災士には各地域での自主防災のリーダーとして活躍いただくことを期待しております。ですので自主防災組織連絡協議会を通じまして、ぜひ各自主防の方にも話をさせていただきながら助成をする方法はないかというのを検討していきたいと考えております。また仮に助成をするというふうになった場合においては、やはり各自主防の方で活躍いただくことを条件にしなければならないというふうに今のところは考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

ぜひそのように進めていただきたいと思います。せっかく自主防災組織というものを

つくっておりますので、その中で形になる、形として見える活動というのもやっぱり必要かというふうに思います。うちの自治会にもありますけれども、結局書面だけの自主防災組織になっているというところが、うちだけじゃなく多分多いと思うんですね。その中で防災士という立場の方が1人いるということで意識付けというふうなこともなりますので、そちらの方はぜひ早めの対応で進めていただきたいというふうに思います。

次に2番の(3)ですね。詐欺の件をお伺いします。本町でも多分詐欺というのは実際にあっているかと思うんですが、この特殊詐欺とか、いろいろオレオレ詐欺とか今はありますが、この事件発生数というのが分かればお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

件数についてでございますけれども、令和4年中のニセ電話詐欺の件数ということで報告させていただきたいと思います。長崎県内でニセ電話詐欺が令和4年中に113件発生しておりまして、そのうち町内が4件となっております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

町内で4件ということで、この発生時の町の対応というのはどういうふうな対応をされるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほど申し上げました件数は認知ケースになっておりまして、これ以外にも多数相談があつてございます。その中でニセ電話詐欺につきましては、特に被害の拡大防止をする必要があるというふうに考えておりますので、早急にさまざまな手段を使って周知を行っております。ケースによって違いますけれども、早急に同時期に多発的に発生した場合におきましては、防災行政無線とかを使用するケースもございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今電話での詐欺ということで件数をお聞きしたんですが、これが実際に訪問してそれを特殊詐欺というのか、どういう詐欺の種類になるのか分からないんですけども、その広報活動とか啓発活動が重要だというふうに思いますが、地域住民に対する注意喚起、周知活動はしているということですが、今後、今詐欺もいろんなものがありますよね。その詐欺によって周知活動が違うというわけではないと思うんですけども、町として進めている取り組みというのが何かありますか。



○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

町として行っているものに関しましては、まずは広報ながよで毎月掲載を行っております。また併せて今年度特に消費生活相談の出前講座をさらに行っていきたいというふうに考えておまして、今年度自治会長会の方でも活用をお願いしました。直接そういった手法について周知をする必要があるというふうに考えておりますので、いろんな機会を通じながらさらなる周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

防止のための周知というのも大事だというふうに思いますが、4月15日に皆前自治会で班長と名のる若い男性が自治会費6,000円を集金に来るという事案が発生しました。このような場合、防災無線でやっぱり住民の皆さんに情報共有をするという意味でもやはりお知らせをすべきではないかなという自治会長の判断で連絡をしたんですけども、できないというふうに答えられたと。できないということでしたけれどもその理由というのが何かあるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

防災行政無線につきましては、町民に広く周知をするために大変有効な手段であるというふうに考えております。しかしながら警察と関連があるものにつきましては、警察からの依頼を受けながら防災行政無線を活用しているという状況がございます。ですので、全ての事案につきまして防災行政無線を使って周知をするというのは、ちょっと難しい状況でございます。ご理解ください。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

この質問をするのに私時津署の生活安全課に行きまして、その確認と特殊詐欺などの被害を出さないための対応などを聞きに行きました。ちょっときつくなるかもしれないんですけど、今回この自治会で起きた件に関して放送には時津署の許可が要ると言われたと。「詐欺の案件は日常茶飯事であることから、そのたびに放送をしていたら狼少年と一緒に効かなくなる」、これは効果がなくなるという意味で言われたんだと思います。で、時津署は以前犯人逮捕を一番にしていたそうです。昔の警察というのはやはり犯人を確保するというのが一番のやっぱり仕事だということになされていたんだと思うんですけども、今現在こんな押し込み強盗とか、オレオレ詐欺だったりそういうもので死者

が出るほどのいろんな事件がありますよね。命と財産を守るという意味でも時津署というのは、現在は被害を極力出さないことが重要というふうに考えている。そういうふうな考え方がシフトしているということでした。早急に周知を行うという方針だそうです。で、今課長がおっしゃられたのは多分間違いではなかったのかもしれないんですけども、今時津署は防犯に対してはそういう考えになっているということなので、ここはきちんともう一度時津署と連携を取って、住民の目線でやはり話をきちんと聞くべきだというふうに思うんですよね。この自治会で起きた事件っていうのが、4月15日の土曜日に班長から連絡があって役場に連絡をしました。その後、警察が事情聴取に来てその2日後には、議長のお許しをいただいておりますので、2日後には生活安全課が回覧用のこのチラシを作成し、これ素早い対応だというふうに思います。その2日後の19日にはこれが回覧に入ったと。昨今先ほど言いましたけど、そういう押し込み強盗とかそういうものが起こっておりますので、犯人逮捕が先か住民の命と財産を守る方が先かという話になると、確実に警察の考え方自体が後者の考え方になってきているということなんです。だからこれ重要なことなので、時津署との防犯面での先ほど言いましたように連携、再度の協議、そしてまた、防災無線というのは町のものでありますから町の判断で、これは皆さんに周知が必要ということであれば犯人逮捕は二の次に、やはり住民の皆さんに周知をすべきだというふうに思うんです。警察の方もそういう考えのようなので、ここはやはり考えを変えて防災無線をしっかりと使って、安心安全の確保というのを、そのための利用方法というのを考えていただきたい、改めて考える必要があるというふうに思います。防災無線のいろんな使い方っていうのは制約があったりとか、規約があったりとかするかもしれませんが、何が一番大事かと言ったら命を守ることが大事という観点に立って、この今回あった皆前自治会での事案というのを基に、庁舎内でも安心安全に対する考え方というものを改めて考え直す機会にさせていただきたいというふうに思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。大事なことですので町長の答弁を求めます。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほど防災行政無線の利用についてこちらの方から説明申し上げましたけれども、私も常日頃警察の方と連携を行っておりますけども、その中で伺っている話と若干違う部分があるのかなというふうに思いますので、そこは再度協議をしてみたいと思います。それを踏まえまして庁舎内でも再度共有をさせていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

この防災無線での周知というのは、時津署の方がこれを放送してくださいということをお願いすることがあっても、その判断というのは、事案が起こってすぐの判断っていう

のは、町の方で判断をして放送していいというふうな考えのようですので。そこには町で考えている防災無線の扱い方っていうのが、これには使えるけどこれは放送できないとかいうのがあると思うので、そこをきちんと再度、この今の社会状況の中で変わっていくこともあると思うので。一番大事なのは住民目線ですよ。住民がどれだけその安心安全な暮らしができるかというところに視点を置いて考え直していただければというふうに思います。町長に答弁をしていただきたかったですけど。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員、質問がよく分からなかったので、再度質問をいただいてよろしいでしょうか。金子議員。

○10番（金子恵議員）

この防災無線の扱い方とか、そういうのは社会状況によって変わっていきますので、それを改めて庁舎内で協議をする上でも大事なことです。進めていきたい。最後に町長のきちんとした見解をお聞きしたい。よろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ちゃんとした見解になるかどうか分かりませんが、議員は非常に熱心に取り組んでいただいているなということで大変感謝したいと思っております。防災無線についてはいろんな取り決め方があると思うんです。例えば即対応しなくちゃいけない、例えばどっかに危険な動物が出たとか、危険な動物が出てそれが徘徊しているというようなことにつまましてはもうすぐ周知しないと命に関わるだろうと思うんですね。今回今ずっと聞いていて私もまだよく理解していない部分もあるかもしれませんが、例えばそういった事案について回覧を作って回すとかいうことも一つの方法としてあるだろうと思いますし、だから防災無線を使うということについては、その場その場で何が一番重要かということの判断が必要かと思っておりますので、今後ともそれは研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

ちなみにこの事件があった時は、民生委員がお一人暮らしの高齢者に全て連絡をしていただいて、こういう事案が発生しているからということで、自治会の方では手立てをしたということは一言申し添えます。

では次に後先になりましたけれども、子育てに関する施策についてということで質問をさせていただきます。このこども家庭庁というのは4月に発足したばかりで、何も出来上がっている状態ではないというのは分かっている、今回ちょっと時期が早いかなと思いつつ、内容的にまだご理解いただけない部分もあると思うので、というか私もそう

なんですけど。理解ができていないというところもあるので、この家庭庁ができることで町内のこども政策課の仕組みがどのように変わっていくのか、どのように仕事の膨らんでいくのか、横の連携はどういうふうになるのかっていうのをやはり確認をしておきたいという意味もありまして、今日こういうふうに質問をさせていただいております。再質問をさせていただきます。この設立によって起こる影響とか課題というのがどのくらいあるかというのも、それも今の段階では本当は分からないというのは何となく分かるんですけども、一応こども基本法っていうのは策定されておりますので、この自治体に課せられた主な責任とか義務、このようなものがあると思うんですけども、国県町の役割がそれぞれあると思いますが、町の役割というのはどのようなものになるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こども基本法というのは、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの政策を総合的に推進するっていうことを目的としています。町の方に課せられているのが、国の大綱というのを受けて県がこども計画というのを策定するようになっております。それを受けて町がこども計画というのを作成する、こちらが町の役割ということで責務が課されております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

この国の大綱というのが、多分9月かそのぐらいには上がるということでしたけれどもどうもずれ込みそうで、年度内に上がるかどうかのそういうふうな感じになっているのかなと思います。この大綱の中身というのは大体おおよそ分かるんじゃないかな、いろんなものをくっつけたものを一つの大綱にするので。内容的なものっていうのは今課長がおっしゃられた内容を軸としていくと思うんですが、この計画というのは国の大綱に沿った計画プラスの町独自の施策っていうか、そういうものも盛り込んだものになるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

現在長与町に第2期の長与町子ども・子育て支援事業計画というものが策定をされております。こちらが令和2年から令和6年度までの計画となっております。こちらが現在計画としてこども政策の主要な部分というのを盛り込んだ計画となっておりますが、今年度中に子ども大綱とか県のこども計画を受けて、今回ニーズ調査を行った上で、第3期の長与町子ども・子育て支援事業計画というのを来年度策定するように計画をしております。

ます。その中で今言われているのが、子ども・若者計画と子どもの貧困の計画ですね。こちらの方も一元的に盛り込むというようなことも想定をされておりますので、そこら辺もニーズ調査を受けた上で今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

とにかく国の方が進まない町の方も動けないということですので、なかなか質問もどうかとも思いますけれども、まず基本法の方に戻ります。基本的施策の中に子ども、子育て当事者の意見の反映というものが挙げられておりますけれども、これに関しては国際非政府組織が18歳以下に聞いたところ、こども家庭庁の発足すら知らないという人が約7割いたそうです。まだまだその知名度が低いので、この部分にも当事者である子どもとか子育てをしている保護者ですとか、そういう方たちの意見をどこで聴取するのってということで、やっぱり事前に決めておくとか、こういう会議の場でとかいうのが必要になってくるかと思えます。時期が早過ぎるとは思わないんですよ。やっぱり事前にいろんな計画を立てていないと急には子どもたちの話を聞くなんていう場はそう簡単に作れるものではないので、この辺りはどういうふうに町の方で対応しようと考えておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

子どもの意見を計画にどのように入れていくのかというのは、私たちも本当に頭を抱えているところでございます。長与町でもいろいろ子どもの意見を聞く場というのが今後もあると思っておりますので、そこも含めてニーズ調査の中で聴取できればというふうには考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

まだ未確定な、計画とかでき上がっていないので、こども家庭庁の中での子育て支援というのは改めてまたいつか質問させていただきたいというふうに思います。

岡山県奈義町という所をご存じでしょうか。今回私、そこの町長の話聞くために東京まで行ってきました。本当この方の話を聞くためだけが目的だったんですけど、他にもありましたけれども。その奈義町の取り組みというのは子育て応援宣言の町ということで、見えないと思えますけれどもこんな感じ。なぜここが子育てしやすいというふうに思われて移住促進とかが成功しているか、合計特殊出生率なんか2.95まで達成したということで、だからこの町長が呼ばれて来られたんだろうというふうに思うんですけども。まず、成長に寄り添った切れ目のない経済支援。これびっくりするんですけど、在宅育児

保護者に月額1万5,000円の支援金、高校生の就学支援として年に24万円、大学生に60万円、大学生は卒業後に町への定住で全額返済免除とか。それとか奈義しごとえんと言って、子育てしながら短時間に仕事ができるということで、1つの施設の中で住民の皆さんとか企業が「この仕事をしてください」というふうに持ってきたものを、子育てをしながらお母さんたちがそこで仕事をしてわずか幾分かのお金をいただくと。もう一つが、なぎチャイルドホームと言って、高齢者も含めてみんなで地域で子どもを育てるというその体制、この3つが子育てしやすい理由として挙げられていると。これらの政策を進めるために財源を1億5,000万円この町長がつくったってところがみそだったんですけども、万が一町でこういう政策をしますと、1億5,000万円つくろうとしたら結構大変なものかというふうに思うんですけども、この町長はいろんな協議会ですとかそういうところから、交付金、補助金を5,000円を3,000円とか2,000円とかに減らしてもらって、それを自分の政策として打ち出している子育ての方に使わせてもらっているというところに理解をもらって、どんどん進んでいるっていう町なんです。もう時間がないので、結局最後に言いたいのは、やはり継続してやっているということは、これこそ異次元の政策だというふうに思うんですね。こういうふうな取り組みというのは、ここは6,000人いないからできるとか4万人いるからできないとかそういうことではなくて、知恵を働かして進めていくということが大切だというふうに思うんです。ぜひ奈義町の話聞くために、今いろんな手法があるじゃないですか、現地に行かなくてもその子ども政策じゃないけどその方たちと話をするとか、財政と話をするとか。そういう手法があると思うんですけども、ぜひこちらの取り組みというのを聞く、見る、そういうふうな体験をしてほしいなと思うんですけども、課長いかがでしょうか。この奈義町の取り組み、長与町にそっくりような取り組みがあればこれから進めていただければなと思うんですが。

○議長（安藤克彦議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

提案ありがとうございます。私も奈義町という所につきましてはよく分からないところが多いので、そういうふうになんか方法で実際に奈義町がどういうふうな子育て支援をしているのかについては、勉強させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 16時06分）